

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

福島県監査委員

監査公表第12号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人 遠藤和男 から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年 5月15日

福島県監査委員 音 高 純 夫
福島県監査委員 高 野 宏 之

平成19年 3月28日

福島県監査委員 青 木 稔 様
福島県監査委員 渡 部 博 様
福島県監査委員 音 高 純 夫 様
福島県監査委員 高 野 宏 之 様

包括外部監査人 遠 藤 和 男 印

地方自治法第252条の37第5項及び平成18年 4月 1日付け包括外部監査契約書第8条に基づき外部監査の結果について報告します

平成18年度

包括外部監査報告書及び報告書に添えて提出する意見

需用費等に係る入札及び契約手続き等について

第1 外部監査の種類

1 外部監査の種類

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の37第1項及び第2項に基づく包括

外部監査

2 選定した特定の事件 (テーマ)

需用費等 (注) に係る入札及び契約手続き等について

(注) 需用費等とは、「需用費」「役務費」「使用料及び賃借料」「原材料費」

「公有財産購入費」「備品購入費」をいう。(以下、同じ)

3 特定の事件 (テーマ) 選定の理由

平成17年度一般会計歳出決算額 (約9,112億円) のうち需用費等は、全体の約3.4% (約316億円) を占めており、5年前の平成13年度決算額に比べ約80%まで減少している。福島県 (以下、「県」という) の支出に占める割合は小さいものの、公共調達における透明性・公正性の確保が重要な課題であり、平成17年度の工事請負費についての包括外部監査に続き、需用費等における契約事務が適正に行われているかどうかについて検証することが必要である。

国においては「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」(平成18年2月24日付け公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定) が公表され、公共工事以外の入札契約の改善及び随意契約の適正化についても施策が講じられている。他の地方公共団体においても需用費等の契約事務の制度改革が行われているところである。県においても入札・契約制度の見直しを順次行っているところである。

しかし、昨年、警察官制服等の入札・契約に関して、高い落札率や落札業者の固定化等について新聞等報道があり、その後住民監査請求や提訴が行われている。こうした状況を背景として、需用費等に係る購入等契約について監査を行うことが、県民にとって有用であると考えて「特定の事件」として選定した。

4 外部監査対象期間

原則として平成17年度 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)。ただし、必要に応じて平成16年度以前の年度 (以下、「過年度」という) 及び平成18年度についても監査対象期間とした。

5 外部監査対象機関 (部局)

平成17年度支出負担行為をもとに、全部局を対象として随意契約の理由等について県が実施した調査 (「契約事務改善の基本的方針」に基づく単独随意契約等の見直し結果について) (以下、「見直し結果」という) を入手するとともに、監査委員事務局へのヒアリング及び監査調書の閲覧を実施し、部局別金額の大小などから監査対象機関を次のとおり決定した。

(単位：千円)

部局等名	監査対象機関	所在地	平成17年度需用費等 (最終執行額) (注1)
知事直轄	知事办公室	本庁	421,654
総務部	財務領域	同上	481,086
	文書管財領域	同上	641,994
	市町村領域	同上	104,416

	県中地方振興局	郡山市	60,513
保健福祉部	保健福祉総務領域	本庁	65,698
	生活福祉領域	同上	62,491
	健康衛生領域	同上	209,784
	会津児童相談所	会津若松市	41,240
商工労働部	商工総務領域	本庁	86,591
	地域経済領域	同上	135,381
	労働領域	同上	24,065
	郡山高等技術専門学校	郡山市	54,290
	ハイテクプラザ	同上	252,062
農林水産部	農林総務領域	本庁	681,347
	経営支援領域	同上	134,646
	県中農林事務所	郡山市	131,778
	会津農林事務所	会津若松市	102,339
	農業試験場(注2)	郡山市	605,534
	土 木 部	土木総務領域	本庁
県中建設事務所		郡山市	853,652
会津若松建設事務所		会津若松市	656,487
出納局(注4)	総務管理グループ	本庁	272,049
教育委員会	教育総務領域	同上	249,176

生涯学習領域	同上	96,547
教育振興領域	同上	329,844
県北教育事務所	福島市	8,008
県中教育事務所	郡山市	10,098
会津教育事務所	会津若松市	7,494
郡山商業高等学校	郡山市	51,832
あさか開成高等学校	郡山市	32,287
会津高等学校	会津若松市	31,453
若松商業高等学校	同上	44,958
警察本部	本庁	3,281,259
会計課	郡山市	190,066
会津美里警察署(注3)	大沼郡会津美里町	37,720

(注1) 最終執行額とは、予算を執行した領域(警察本部においては課)及び公所の最終的な支出済額を県財務会計システムで集計した額である。したがって、他部局への予算の執行を委託した場合は、執行した部局分として計上している。

(注2) 平成18年4月1日に、農業試験場、果樹試験場、たばこ試験場、畜産試験場、養鶏試験場の試験研究機関と病害虫防除所、肥料検査所及び県立農業短期大を再編統合して、農業総合センターになっている。(以下、同じ)

(注3) 平成17年10月1日に、町村合併に伴い会津高田警察署から会津美里警察署に名称変更している。

(注4) 財務会計システムのデータは各グループごとに分けることができないため、この金額は出納局全体の金額を記載している。

6 外部監査の方法

(1) 監査要点及び手続

監査対象機関において、下記②の要件を考慮して抽出したサンプルとした支出

負担行為の概要の説明を受けて、物品要求書、支出負担行為調査、予定価格調査、積算内訳、指名競争入札執行回、見積参加業者選定書、入札結果表、購入契約書等を閲覧し、購入等契約事務が福島県財務規則、福島県財務規則施行通達等に準拠しているか（合規性）について調査を実施した。
併せて、購入コストをさらに低減できないか（経済性）、契約事務手続をさらに簡素化できないか（効率性）といった観点から調査を実施した。
具体的な手続は次のとおりである。

監査要点	監査手続
予定価格の水準が適正か。	予定価格の設定は適正か、予定価格に時価等が反映されているかなどを検討した。
入札参加業者の選定が適正か。	関係書類の閲覧等により、適正性を検討した。
入札執行手続が適正か。	担当者への質問、関係書類の閲覧等により、適正性を検討した。
競争性が確保されているか、入札・契約事務が効率的に行われているか。	担当者への質問、関係書類の閲覧等により、競争性及び効率性を検討した。
コスト低減の努力が行われているか。	コスト低減努力について、担当者への質問、関係書類の閲覧等により確認した。

(2) サンプルとした支出負担行為の抽出
見直し結果のうち、次の要件を考慮してサンプルとした支出負担行為の抽出を行った。
〔抽出要件〕

① 契約額が大きい契約
② 随意契約
③ マスコミの記事の対象となった契約

なお、県の財務会計システムの処理単位は支出負担行為ごとであり、複数の契約をまとめて1件の支出負担行為として処理した場合も1件としてカウントするため、抽出件数は契約ごとではなく支出負担行為ごとの件数となっている。

〔抽出件数〕

部 局 名	抽出件数 (注1)		平成17年度 支出負担行為件数
	知事直轄	うち単価契約 件数 (注2)	
知事直轄	5	1	1,321
小 計	5	1	1,321
財務領域	6	1(1)	1,280
文書管財領域	3	—	768
市町村領域	4	—	404
県中地方振興局	1	—	1,430
小 計	14	1(1)	3,882
保健福祉総務領域	2	1	941
生活福祉領域	6	—	800
健康衛生領域	6	—	1,168
会津児童相談所	1	—	446
小 計	15	1	3,355
商工総務領域	2	—	948
地域経済領域	4	1(1)	1,046
労働領域	2	—	441
郡山高等技術専門学校	1	—	937
ハイテクプラザ	12	1	2,041

農林水産部	小計	21	2(1)	5,413
	農林総務領域	9	—	2,588
	経営支援領域	5	—	540
	県中農林事務所	1	—	2,153
	会津農林事務所	1	—	2,329
	農業試験場	5	—	9,224
	小計	21	—	16,834
	土木総務領域	11	—	3,523
	県中建設事務所	3	—	3,141
	会津若松建設事務所	3	1	3,315
土木部	小計	17	1	9,979
	総務管理グループ(注4)	7	1(1)	457
	小計	7	1(1)	457
	教育総務領域	7	—	735
	生涯学習領域	4	—	926
	教育振興領域	2	—	462
	県北教育事務所	1	—	262
	県中教育事務所	2	1	415
	会津教育事務所	1	—	297
	教育委員	1	—	297

会	郡山商業高等学校	2	—	512
	あさか開成高等学校	1	—	456
	会津高等学校	1	—	595
	若松商業高等学校	2	—	676
	小計	23	1	5,336
	会計課	22	1(1)	9,046
	郡山警察署	2	1	2,127
	会津美里警察署	1	—	693
	小計	25	2(1)	11,866
	合計	148	10(4)	58,443

(注1) 過年度契約及び平成18年度契約を含む。

(注2) カッコ書きは、出納局扱い又は出納室扱いである。

(注3) 本県の財務会計システムは契約ごとではなく、支出負担行為ごとにデータ件数を管理している。1支出負担行為中には複数の内訳がある場合がある。内訳があるのは、複数の科目から支出する場合などである。支出負担行為の件数は381,246件、内訳単位の件数では706,731件であり、それらを精査してサンプリルとすることは、包括外部監査の限られた期間内においては不可能である。よってここにはサンプリル抽出した契約件数のおおよその母数である、監査対象各領域(又は各公所)ごとの支出負担行為内訳件数を挙げることにする。

(注4) 財務会計システムのデータは各グループごとに分けることができないため、この件数は出納局全体の件数を記載している。

(3) 落札率の考え方

日本弁護士連合会は2001年2月に、「入札制度改革に関する提言と入札実態調査報告」(以下、「実態調査報告」という。)を公表している。

実態調査報告の「第二 提言の理由」において、「日本の入札の落札率の平均が95%であることや刑事記録の内容から、日本の入札は談合が蔓延していると思われる」と述べられている。

今回の外部監査では、実態調査報告の観点に立って需要費等の購入契約でも落札率が95%以上の契約については、競争原理が有効に働きにくいとの考え方に基
づいている。

(参考) 落札率

$$\text{落札率 (\%)} = \frac{\text{落札額 (消費税込)}}{\text{予定価格 (消費税込)}} \times 100\%$$

7 外部監査の実施期間
 平成18年 6月23日から平成19年 3月23日まで

内 容	期 間	延日数
予備調査	平成18年 6月23日～8月 2日	8
現地調査		
知事公室	平成18年 8月24日	2
財務領域	同年 8月22日～8月23日	4
文書管財領域	同年 8月22日～8月23日	2
市町村領域	同年 8月22日、8月24日	2
県中地方振興局	同年11月14日	1
保健福祉総務領域	同年 9月 5日、9月 7日	2
生活福祉領域	同年 9月 5日、9月 7日	5
健康衛生領域	同年 9月 5日、9月 7日	5
会津児童相談所	同年11月 8日	1
商工総務領域	同年 9月 6日	1

地域経済領域	同年 9月 6日	2
労働領域	同年 9月 6日	1
郡山高専技術専門学校	同年11月14日	1
ハイテクプラザ	同年11月 7日～11月 8日、11月14日～11月15日	4
農林総務領域	同年 8月 9日～8月10日	3
経営支援領域	同年 8月 9日～8月10日	3
県中農林事務所	同年11月16日	1
会津農林事務所	同年11月 8日	1
農業総合センター	同年 8月31日	2
土木総務領域	同年10月12日～10月13日	6
県中建設事務所	同年11月15日	1
会津若松建設事務所	同年11月 7日	1
出納局総務管理グループ	同年 8月 8日	3
教育総務領域	同年 9月21日～9月22日	3
生涯学習領域	同年 9月21日～9月22日	2
教育振興領域	同年 9月22日	1
県北教育事務所	同年 9月22日	1
県中教育事務所	同年11月14日	1
会津教育事務所	同年11月 7日	1
郡山商業高等学校	同年11月14日、11月16日	4

あさか開成高等学校	同年11月15日	1
会津高等学校	同年11月8日	1
若松商業高等学校	同年11月7日、11月9日	4
会計課	同年10月3日、10月4日、10月5日、10月11日	12
郡山警察署	同年11月15日	1
会津美里警察署	同年11月8日	1
関係部局ヒアリング	平成18年6月23日～平成19年2月15日	4
報告書作成	平成18年8月1日～平成19年3月23日	149
合計（うち、外部監査人 110日）		248日

8 外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 遠藤和男

(2) 外部監査人補助者

税理士 菅野俊幸

公認会計士 尾形省二

公認会計士 佐藤隆秀

公認会計士 大出秀

会計士補 齋藤匡弘

9 金額表示

この報告書において、金額の表示は、単位未満を切り捨てている。したがって、表の合計額が内訳の合計と一致しない場合がある。

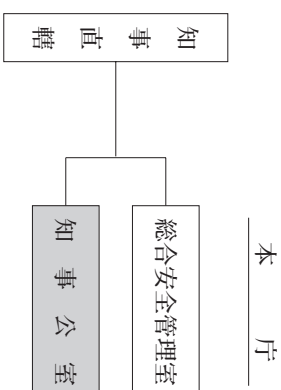
第2 外部監査対象機関の部局の業務内容・組織図

1 知事直轄

(1) 業務内容

- ① 特定の課題の調査に関する事項
- ② 秘書、広報及び広聴に関する事項
- ③ 総合的な安全管理に関する事項

(2) 組織図（平成18年5月1日現在）



(注) 網掛けが、外部監査対象機関である。(以下、同じ。)

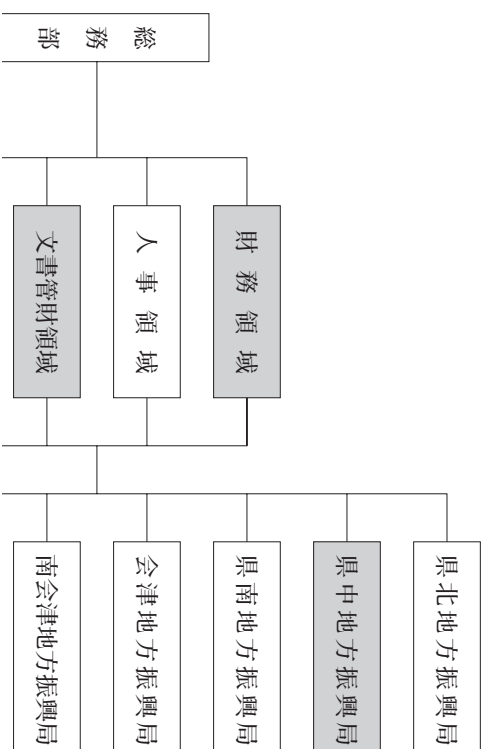
2 総務部

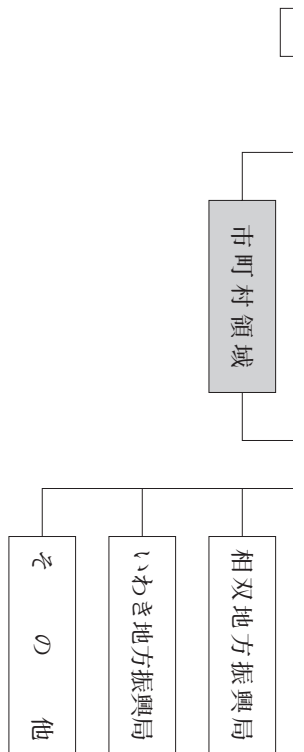
(1) 業務内容

- ① 職員の進退及び身分に関する事項
 - ② 議会及び県の行政一般に関する事項
 - ③ 県の予算、税その他財務に関する事項
 - ④ 市町村等の行財政一般に関する事項
 - ⑤ 他部等の主管に属しない事項
- (2) 組織図（平成18年5月1日現在）

本 庁

出 先 機 関





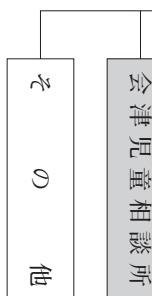
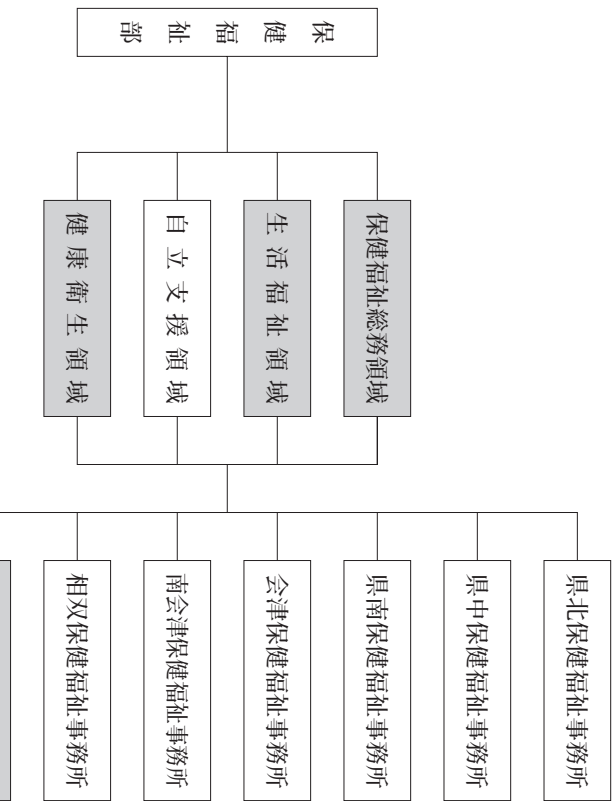
3 保健福祉部

(1) 業務内容

- ① 社会福祉に関する事項
 - ② 社会保障に関する事項
 - ③ 保健、医療及び衛生に関する事項
- (2) 組織図 (平成18年5月1日現在)

本 庁

出 先 機 関



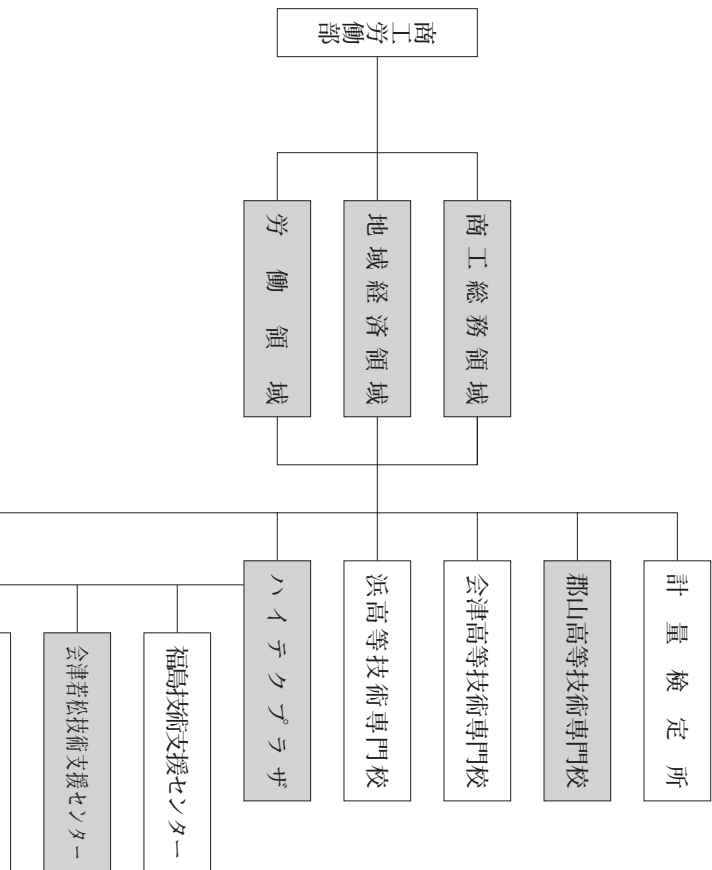
4 商工労働部

(1) 業務内容

- ① 商業に関する事項
 - ② 工業及び鉱業に関する事項
 - ③ 観光に関する事項
 - ④ 労働に関する事項
- (2) 組織図 (平成18年5月1日現在)

本 庁

出 先 機 関



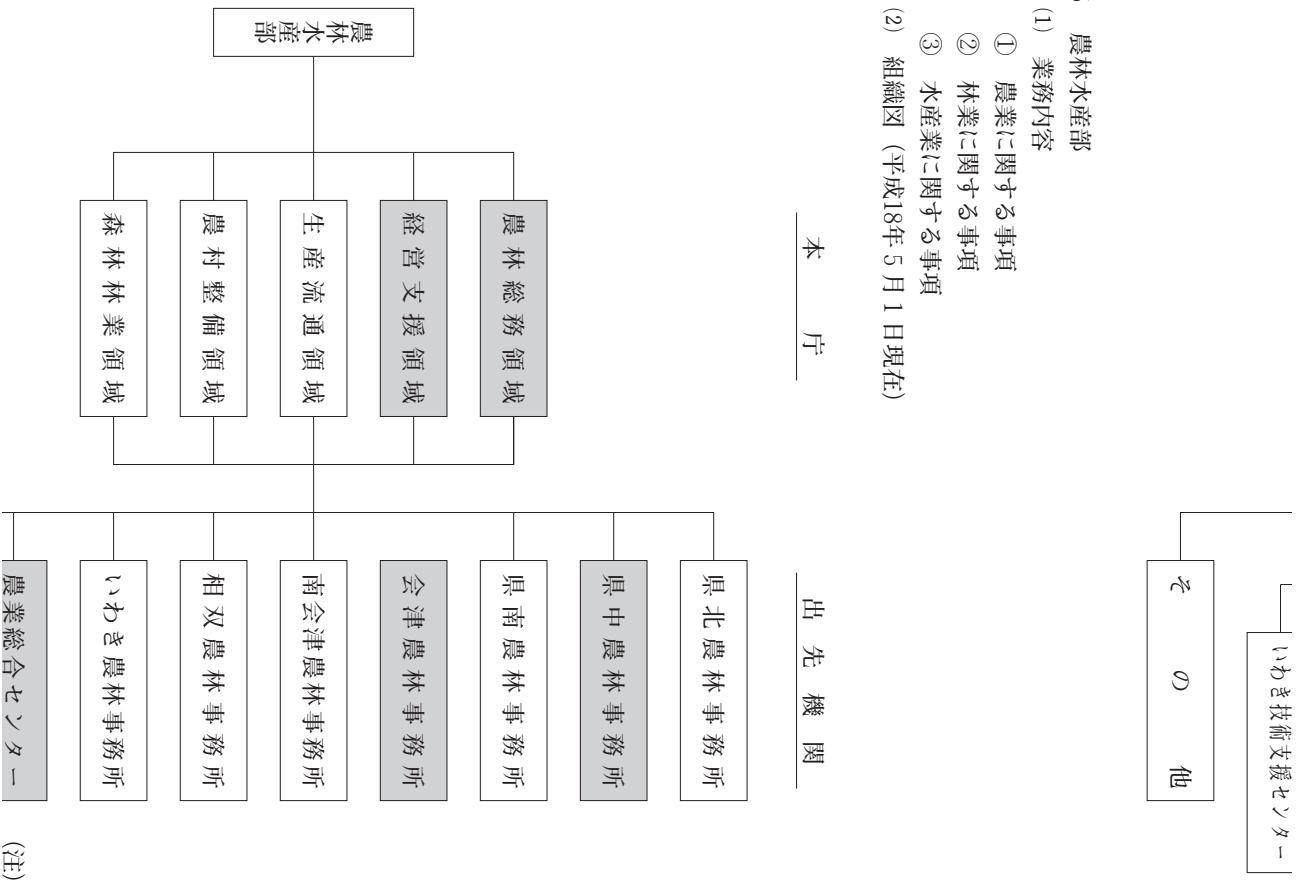
5 農林水産部

(1) 業務内容

- ① 農業に関する事項
- ② 林業に関する事項
- ③ 水産業に関する事項
- (2) 組織図 (平成18年 5月1日現在)

本 庁

出 先 機 関



(注)

(注) 平成18年 4月1日に、農業試験場、果樹試験場、たばこ試験場、畜産試験場、養鶏試験場の試験研究機関と病害虫防除所、肥料検査所及び県立農業短期大学校を再編統合して、農業総合センターになっている。

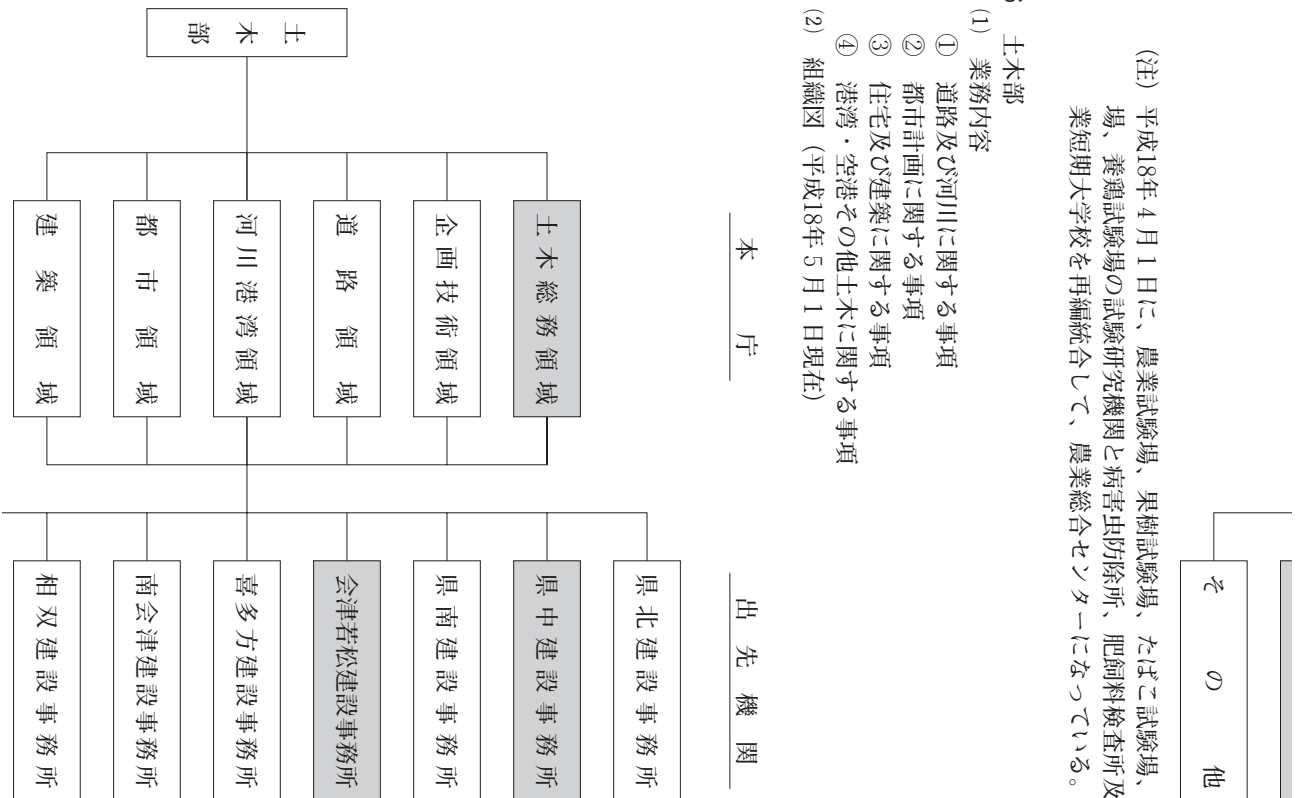
6 土木部

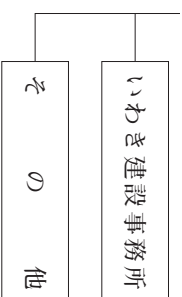
(1) 業務内容

- ① 道路及び河川に関する事項
- ② 都市計画に関する事項
- ③ 住宅及び建築に関する事項
- ④ 港湾・空港その他土木に関する事項
- (2) 組織図 (平成18年 5月1日現在)

本 庁

出 先 機 関



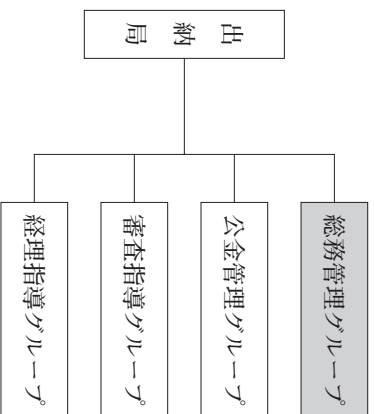


7 出納局

(1) 業務内容

- ① 支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事項
 - ② 現金及び有価証券の出納保管に関する事項
 - ③ 歳入歳出決算の調製に関する事項
 - ④ 国費会計事務の処理に関する事項
- (2) 組織図 (平成18年 5月1日現在)

本 庁



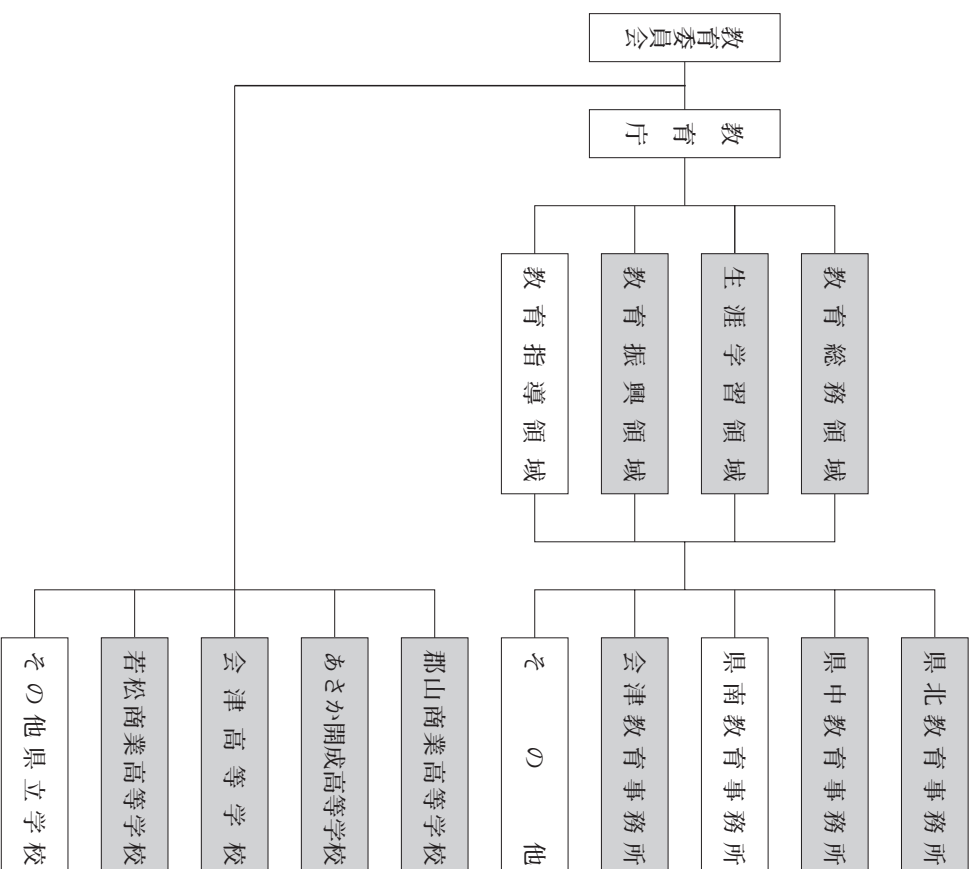
8 教育委員会

(1) 業務内容

- ① 学校その他の教育機関の管理に関する事項
 - ② 学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事項
 - ③ 社会教育その他教育、学術、文化に関する事項
- (2) 組織図 (平成18年 5月1日現在)

本 庁

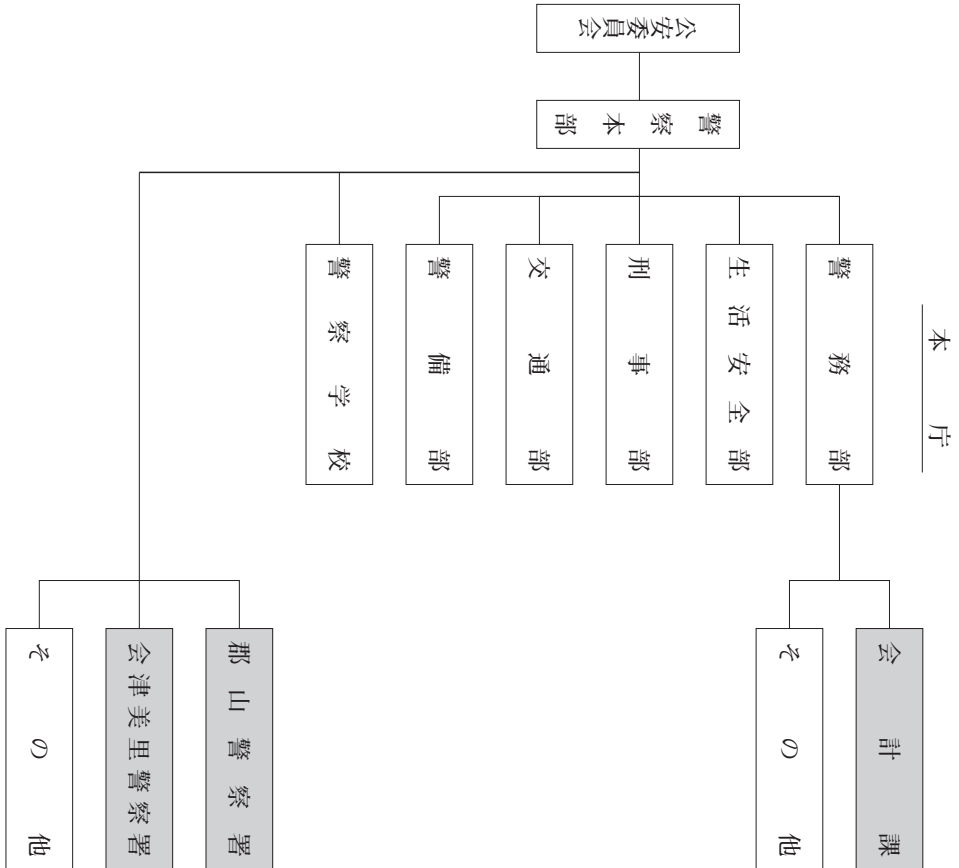
出 先 機 関



9 公安委員会 (警察本部)

(1) 業務内容

- ① 個人の生命、身体及び財産の保護に関する事項
 - ② 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事項
 - ③ 公安委員会の庶務に関する事項
- (2) 組織図 (平成18年 5月1日現在)



第3 入札及び契約制度等の概要

1 地方自治法関係法令

入札及び契約制度等に係る主な関係法令の規定（抜粋）は、次のとおりである。

(1) 地方自治法（以下、「法」という。）

① 契約の締結

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当

するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

(略)

② 債務負担行為

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

③ 長期継続契約

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

(2) 地方自治法施行令（以下、「施行令」という。）

① 指名競争入札

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札にすることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

② 随意契約

第167条の2 法第234条第2項の規定により随意契約にすることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借借料の年額又は総額）が別表5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者

更生施設、(略)において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れられる契約、(略)から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約(略)をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れられる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(略)

(参考) 施行令別表第5

(単位：万円)

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	250
財産の買入れ	160
物件の借入れ	80
財産の売払い	50
物件の貸付け	30
前各号に掲げる以外のもの	100

2 福島県財務規則(以下、「規則」という。)関係

入札及び契約制度等に係る本県財務規則等の規定(抜粋)は、次のとおりである。

(1) 福島県財務規則(以下、「規則」という。)

① 予定価格の決定方法

第255条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 契約権者は、前項ただし書きの規定により単価について予定価格を定める場合においては、当該一般競争入札に付する事項の種類、数量、金額、履行場所、契約期間等支出負担行為と関連のある事項について、あらかじめ支出負担行為権者に協議しなければならない。

② 予定価格の決定の基準

第256条 予定価格は次の各号に掲げる価額によって定めなければならない。

一 契約の目的となる物件又は役務について物価統制令に規定する統制額(同令第3条第1項ただし書きの規定による主務大臣の許可に係る価格等の額を含む。以下、「統制額」という。)のある場合には、当該統制額をこえない価額。

二 契約の目的となる物件又は役務について統制額のない場合は、契約権者が適正と認め決定した額

2 前項の規定により予定価格を定める場合においては、当該物件又は役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短その他の事情を考慮しなければならない。

③ 随意契約による場合の予定価格の限度額

第267条施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じてそれぞれ定める額とする。

(略)

第267条第1項各号は次のとおり

(単位：万円)

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	250
財産の買入れ	160
物件の借入れ	80
財産の売払い	50
物件の貸付け	30
前各号に掲げる以外のもの	100

④ 予定価格の決定
 第268条 契約権者は、随意契約によるうとするときは、あらかじめ規則第255条及び第256条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、別に定める場合は、この限りでない。

⑤ 見積書の徴取

第269条 契約権者は、随意契約によるうとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、予定価格50万円未満の場合を除くほか、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 前項の場合において、別に定める場合にあつては、見積書を徴さないことができる。

(2) 福島県財務規則施行通達 (以下、「施行通達」という。)

① 第267条の3関係

随意契約の手続については、平成17年3月28日付制定「随意契約の手続の特例に係る契約の過程及び結果の公表等の取扱要領」により処理する。

② 第268条関係

1 「別に定める場合」とは、魚市場、青果市場その他の公設の市場を通じて生産物等を売り払う場合をいう。

2 物品購入調書により購入する場合又は修繕調書により修繕(改造)を行う場合においては、決定した予定価格の内容と見積書の内容とが一致し、当該見積書提出の相手方と契約を締結しようとするときは、調書上に「別紙見積書のとおり」と記載し、該当欄の記載を省略することができる。

③ 第269条関係

1 「なるべく」のうちには、次に掲げるような場合には、これによらなくとも差し支えないという意味を含む。これらの場合にあつては、支出負担行為調書上にその具体的な理由及び根拠を記載すること。

(1) 急速に契約しなければ契約する機会を失ひ、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならぬこととなるおそれがあるとき。

(2) 本庁又は合同庁舎内公所の共通物品に係る単価契約の契約相手方から当該単価契約に係る物品を当該単価契約の額により購入するとき。

(3) 契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適當であるとき。

2 予定価格が50万円未満の場合であつても、競争性を確保するために必要があるときは、2人以上の者から見積書を徴すること。

3 前記③イの「別に定める場合」とは、次のものに係る契約をいう。

(1) 郵便切手、はがき、収入印紙等専売価格の定めがあるものの購入

(2) 官報、新聞、雑誌、法規追録等の定期刊行物及び図書(図書券を含む。)の購入

(3) 研修、講習等の会場借上げ

(4) 土地及び建物の購入又は借上げ

(5) 1件の予定価格が2万円未満の賄材料(賄材料のうち生鮮食料品については金額のいかんを問わない。)の購入

(6) 前記以外のもので、契約の内容又は性質から社会通念上見積書を徴することが実態に即しないとき。(※試験研究又は調査等の委託、タクシーの借上げ、生産物・製作品の実習販売、診療依頼、保険契約のようなもの。)

(3) 単価契約

会計事務必携 平成8年 (抜粋)

第7章 物品
 第2節 物品の受入れ

第1 物品の受入れの原因とその決定等

1 購入

ア 単価契約の意義

(ア) 単価契約とは、一般にあらかじめ数量及び金額を確定できないものについて、単価を契約の主目的として一定の期間を区切って、当該期間内において供給を受けた実績数量を乗じて得た対価を支払うことを内容とする契約をいう。

単価契約は、法令上用いられている用語ではないが、地方公共団体において従来から運用されている契約である。

(イ) 単価契約は、同一の品種、規格の物品の購入、同一仕様に基づく製造、修理、加工等について行われ、その物品の納入を供給者の能力に応じて随時に行わせるもの、注文者側の必要に応じて納入させるものなど種々の場合が考えられるが、総数量をあらかじめ確定することができないもの、あるいは、一定期間の総数量はあらかじめ確定することを特色としている。

(ウ) 現在、県において単価契約を行っているものは、一般文房具、砂利、ガソリン等の購入、青写真の焼付、写真の現像及び焼付け、いすかバー等のクリーニング、機器等の修繕等があり、それぞれ所要量につき競争入札又は随意契約の方法により契約を締結している。

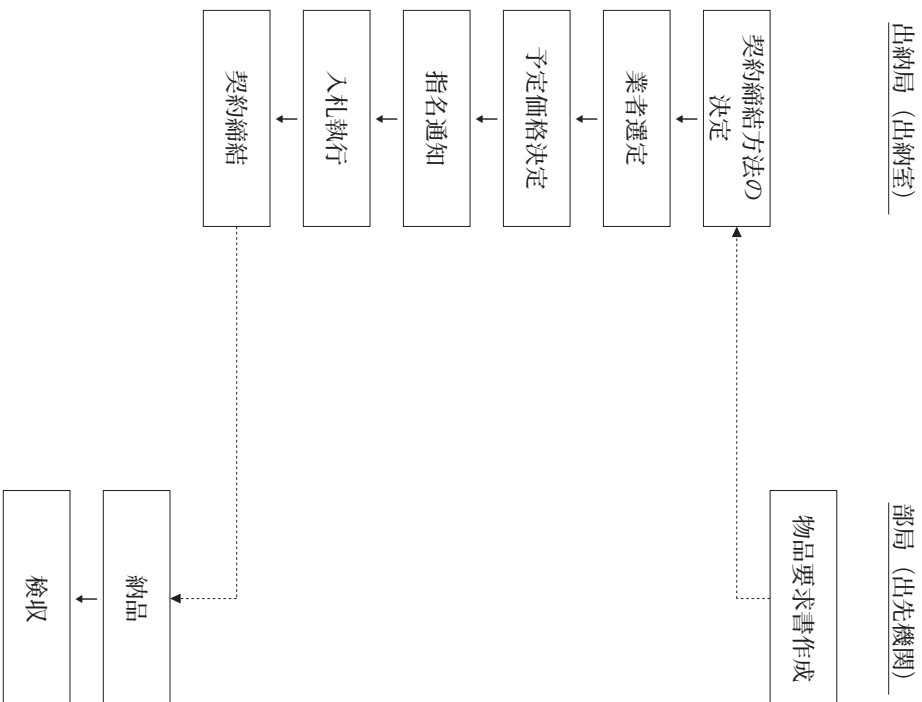
3 県の入札及び契約等制度について

(1) 入札及び契約等事務フローについて

入札契約の方法、物品の種類、予定価格などにより異なるが、出納局で所管する物品購入事務の基本的な事務フローは、次のとおりである。

なお、詳細については、「第4 外部監査の結果 1 全般的事項 1 入札・契約手続の現状」において記載し、分析を加える。

〔物品購入契約のうち予定価格100万円以上の例〕



(2) 予定価格について

県が入札又は見積合せを執行するに際し、契約の相手方を決定する基準とするため、また県が単独随意契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準とするため、契約権者（知事又は委任を受けた者）があらかじめ作成するものを行い、当該物件又は、役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短、その他の事情を考慮して決定する。

(3) 入札制度について

① 一般競争入札

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」が適用される購入予定額が3,200万円以上の案件（WTO案件）については、すべて一般競争入札を実施している。その他100万円以上の案件については、一部を抽出して実施している。

契約の概要、入札参加資格などをあらかじめ公告し、一定の資格要件を満たした者により入札を行う。

② 指名競争入札

予定価格が100万円以上の案件については、指名競争入札を実施している。

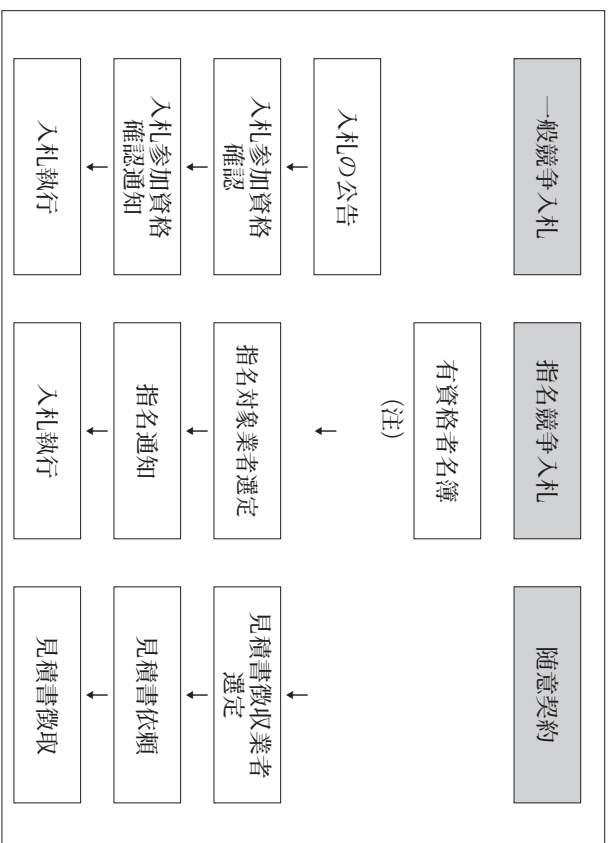
入札参加資格を有する者の中から発注者が指名し、その指名業者によって入札を行う。

③ 随意契約

予定価格が100万円未満の案件、性質又は目的が競争入札に適さない案件については、見積合せ又は単独による随意契約を実施している。

見積合せにより複数の中から選定した相手方又は競争の方法によることなく任意に特定の者を選定した相手方と契約を締結する。

(4) 入札等の基本的フロー



(注) 平成18年4月1日より、会社名・所在地・代表者名・営業品目を県のホームページで公表している。

(5) 出納局と各地方振興局出納室の業務分担

出納局作成「平成18年度包括外部監査予備調査資料」より

(1) 対象機関・公所 (財務規則第4条2項及び第5条2項・3項)

① 出納局の担当機関・公所

本庁機関・県庁舎内に所在する公所

② 各地方振興局出納室 (県北を除く) の担当機関・公所

合同庁舎 (地方振興局が所在するものに限る) 内に所在する公所 (当該合同庁舎の敷地と同一又は隣接する敷地内に所在する公所を含む)

(2) 対象業務 (財務規則第4条2項及び第5条2項・3項、同施行通達第5条関係3項)

上記(1)対象機関・公所の一般物品の購入契約事務 (特定物品を除く)

【特定物品の範囲】財務規則施行通達第5条関係

(1) 美術品

(2) 図書及び地図 (これらの電子媒体版を含む。)

(3) 官報、新聞その他の定期刊行物

(4) 現像フィルム及び写真並びに複写機による複製物

(5) 試験問題印刷物

(6) 都道府県が共通に使用する申請書、ポスターその他これらに類するもの

(7) 郵便切手、収入印紙その他これらに類するもの

(8) 国有ワクチン等緊急用ワクチン

(9) 傷病鳥獣に要する飼料

(10) 交際費又は食糧費に係る物品

(11) 花輪、生花及び供物

(12) 実験、医療、工作、工事、製造加工又は実技試験の用に供する原材料

(13) 動物

(14) 図書カードその他これに類するもの

(15) 野菜、果物その他の生鮮物

(16) ビデオソフト

(17) 試験・分析等に使用する薬品

(18) 名刺

(19) 出納局又は各地方振興局出納室で単価契約した物品 (ただし、備品を除く。)

(20) 1件の予定価格が10万円未満の消耗品及び報償費により購入する物品並びに印刷物 (消耗品の購入にあつては災害等これによりがたい場合はこの限りではない。)

(6) 各部署 (出先機関) の業務分担

出納局作成「平成18年度包括外部監査予備調査資料」より

(1) 本庁機関・県庁舎及び合同庁舎内 (地方振興局が所在するものに限る) 内に所在する公所 (当該合同庁舎の敷地と同一又は隣接する敷地内に所在する公所を含む)

出納局 (各地方振興局出納室) が契約する一般物品を除く特定物品の購入契約事務

(2) 上記(1)以外の公所
—一般物品及び特定物品 (重要物品を除く) の購入契約事務

(7) 入札及び契約等に係る運用手続きの主な改正について

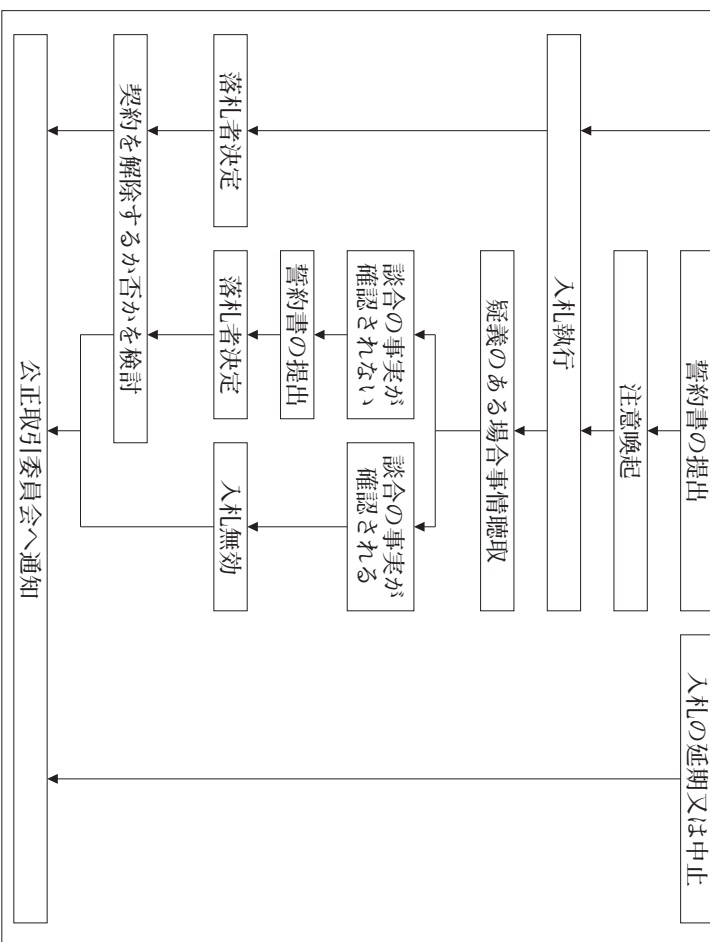
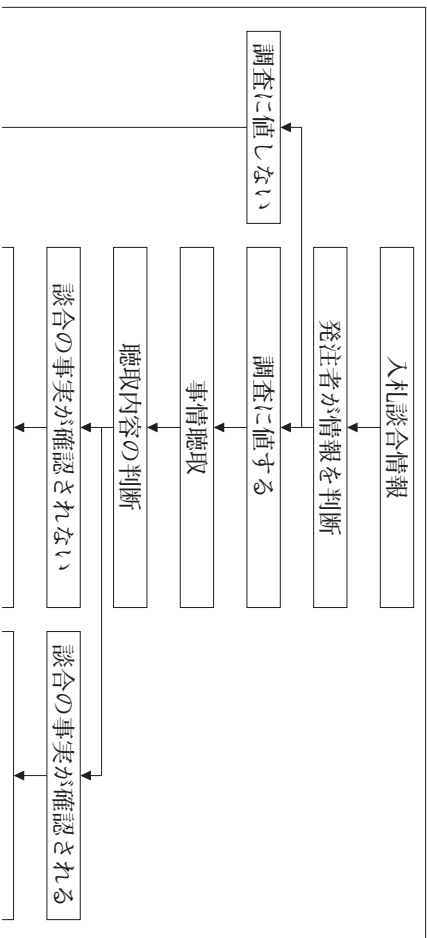
時 期	改 正 内 容
平成6年11月	次の制度を新たに導入 (WTO案件) —一般競争入札 (予定価格2,900万円以上)
平成16年4月	—一般競争入札によらなければならない予定価格の引上げ (WTO案件) —一般競争入札 (予定価格3,200万円以上)
平成16年10月	出納局契約分及び各地方振興局出納室契約分における運用の改正 ア 一般競争入札の範囲を拡大 出納局：予定価格100万円以上の重要物品・理化学機器等の一部を抽出 イ 指名競争入札の範囲を拡大 出納局：予定価格100万円以上の物品及び印刷物 ウ 指名人員及び見積人員の拡大 出納局：下表のとおり

契約方法	予定価格	指名 (見積) 人員
------	------	------------

	指名競争入札 100万円以上	7人以上	
	随意契約 50万円以上100万円未満 30万円以上50万円未満 30万円未満	5人以上 3人以上 単独見積	
平成18年 5月	出納局契約分及び各地方振興局出納室契約分における運用の改正 入札結果の公表 出納局：予定価格100万円以上の物品及び印刷物		
平成18年 7月	出納局契約分及び各地方振興局出納室契約分における運用の改正 見積人員の拡大 出納局：下表のとおり		
	契約方法	予定価格	見積人員
	随意契約	10万円以上30万円未満 10万円未満	2人以上 単独見積

(8) 談合情報対応フロー

入札前に談合情報の提供があった場合の対応に係る出納局のフロー図は、次のとおりである。他の部局等は、工事の場合のフロー図に準じている。
今回の監査対象機関においては、結果として談合の事実は確認されなかった。



第4 外部監査の結果

1 入札・契約手続の現状

1 一般競争入札

一般競争入札の場合の事務処理手順について、法、施行令、規則、通達、要綱、要領等（以下、「法その他」という）の規定に基づいて整理したものが表1である。
出納局又は出納室の事務処理手順であり、他の部局等は、これとほぼ同様である。

略称の説明（以下同じ）

法：地方自治法（昭和22年法律第67号）

施行令：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

規則：福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）

通達：福島県財務規則施行通達（昭和41年6月24日総務部長依命通達 最終改正 平成18年3月29日）

要綱：物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に

<p>9 入札の公 告</p>	<p>名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。</p> <p>規則第246条第1項 契約権者は、一般競争入札の方法により契約を締結しようとする場合においては、(略) 福島県報、新聞紙、掲示その他の方法により、(略) 公告をしなければならない。(略)</p>	<p>理化学機器等から抽出して決定する。</p>
<p>10 入札参加資格確認申請受付</p>	<p>規則第246条第2項第7号 入札に参加する者は、前号の資格を有することについて文書で契約権者の確認を受けなければならない旨。</p>	<p>規則第249条第1項 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合において、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。(略)</p>
<p>11 入札参加資格確認</p>	<p>規則第247条第1項 契約権者は、一般競争入札を行なおうとするときは、入札に参加しようとする者について、入札に参加する者に必要な資格を有することを証明するに足りる書類を徴し、(略) 入札参加資格の有無を確</p>	<p>規則第256条第2項 前項の規定により予定価格を定める場合においては、当該物件又は役務の取引の実例価格、(略) その他の事情を考慮しなければならない。</p> <p>• 要求元購入予定額及び物価資料等を参考として積算し、予定価格を決定する。</p>
<p>12 入札参加資格確認通知</p>	<p>規則第247条第2項 契約権者は、前項の規定による確認をしたときは、その旨を当該入札に参加しようとする者に通知しなければならない。</p>	
<p>13 入札保証金・契約保証金の減額審査・通知</p>	<p>規則第229条第1項 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合において、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。(略)</p>	
<p>14 予定価格の設定</p>	<p>規則第248条 契約権者は、一般競争</p>	
<p>15 入札保証金の納付</p>	<p>規則第248条 契約権者は、一般競争</p>	

16	入札の執行	<p>規則第257条 契約権者は、(略) 入札書を1件ごとで作成させ、(略) 公告に示した場合においてこれを提出させなければならない。(略)</p>	<p>争入札に参加しようとする者に対し、その者の見積りに係る入札金額の入札保証金を現金(略)で納めさせ、(略)。</p>
17	再入札	<p>規則第258条 契約権者は、開札をした場合において、第254条の規定により定めた予定価格の範囲内の価格の入札がないとき(最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、ただちに再度の入札に付するものとする。</p>	<p>争入札に参加しようとする者に対し、その者の見積りに係る入札金額の入札保証金を現金(略)で納めさせ、(略)。</p>
18	再入札	<p>規則第259条 契約権者は、開札をした場合において、第254条の規定により定めた予定価格の範囲内の価格の入札がないとき(最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、ただちに再度の入札に付するものとする。</p>	<p>争入札に参加しようとする者に対し、その者の見積りに係る入札金額の入札保証金を現金(略)で納めさせ、(略)。</p>

• 落札率100%の場合がある。

• 県及び入札参加業者の担当者、入札会場に出席して入札執行のために時間を要する。

• 再度入札の繰り返しについて回数制限はない。
• 再度入札で落札者がでない場合は、随意契約によることもできる。

入札がないとき(第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに、再度の入札をすることができる

施行令第167条の9
普通地方公共団体の長は、落札となるべき同額の入札

18 落札者の決定

<p>19 落札の通知</p>	<p>をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>法第234条第3項</p>	<p>規則第225条第1項 契約権者は、契約を締結すべき相手方が確定し、契約書を作成すべきときは、すみやかに必要な事項を記載した契約書案</p>
<p>20 物品購入調書の作成 (注1)</p>	<p>2通を当該相手方に送付しなければならぬ。</p> <p>規則第139条第2項 契約権者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に基づき、かつ、予算の範囲内で、物品購入調書（第79号様式の5）により物品の購入を決定し、物品購入契約を締結しなければならない。</p>	<p>規則第139条第3項 契約権者は、前項の規定により物品購入契約を締結したときは、物品購入契約済通知書（第80号様式）によりその旨を当該部長、課長又は庁舎</p>
<p>21 契約保証金の納付</p>	<p>規則第228条第1項 契約権者は、契約の相手方をして、当該契約の締結と同時に又はその直前までに、請負代金又は契約代金の額の100分の5以上（略）の額の契約保証金を現金（略）で納めさせなければならない。</p>	
<p>22 契約書の作成</p>		
<p>23 物品購入契約済通知書の作成・通知 (注1)</p>		

<p>24 (要求元 抜) 物品検収 調書の作 成 (注1)</p>		<p>内公所の長に通知し なければならぬ。</p> <p>規則第140条第1項 契約権者(略)又は その指定する職員は、 購入物品の納入を受 けるときは、納入者 から当該物品の品目、 規格及び数量並びに その単価及び契約金 額並びに納入者の住 所及び氏名を記載し た納品書を徴し、当 該物品の受け入れの ため、必要な検査を するとともに、物品 検収調書(第79号様 式の5)を作成しな ければならぬ。 (略)</p>		
<p>25 請求書の 入手</p>		<p>規則第82条第1項 支出権者は、支出を しようとするときは、 法令、契約、請求書 その他の関係書類に 基づいて、(略)そ の調査事項が適正で あると認めるときは、 直ちに支出命令書 (第52号様式)を作 成し、支出の決定を しなばならぬ。</p>		
<p>26 支出命令 書の作成</p>		<p>規則第82条第1項 支出権者は、支出を しようとするときは、 法令、契約、請求書 その他の関係書類に 基づいて、(略)そ の調査事項が適正で あると認めるときは、 直ちに支出命令書 (第52号様式)を作 成し、支出の決定を しなばならぬ。</p>		

(注1) 役務費・修繕料の場合は該当しない。

(注2) 物品購入の場合は該当しない。

- 2 指名競争入札
- 指名競争入札の場合の事務処理手順について、法その他の規定及びサンゾルと
して抽出した支出負担行為について契約事務の担当者へのヒアリングに基づいて
整理したものが表2である。
その結果、判明した検討すべき事項を「現状」欄に記載している。

表2
指名競争入札
入札・契約手続の現状

手続の手順	法 令	規則・通知等	運用状況	現 状
<p>1 (要求元 抜) 仕様の決 定 (注1)</p>		<p>要領第9第8項 通常使用するのに必 要とされる規格・品 質以上の高額な物品 を購入するところも 時折見受けられるが、 使用目的、使用頻度 を十分調査検討し、 妥当と思われる規格・ 品質のものを購入す ること。(略)</p>	<p>・仕様を決定 する。</p>	
<p>2 機種を選 定 (注1)</p>			<p>・機種を選定 する。</p>	
<p>3 参考見積 書の入手 (注1)</p>		<p>要領第9第3項 物品要求前に、購入 予定額の積算に資す るため業者から参考 見積書等を徴取する 場合にあつても、受 注の期待を持たせる ことのないように注 意すること。</p>	<p>・1社以上の 参考見積書 を入手する。</p>	

<p>4 要求元購入予定額の決定 (注1)</p>	<p>参考見積書を参考にし、要求元購入予定額を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品要求書を作成する。 	<p>前回の資料に積算の根拠となった資料が添付されていないため、積算作業に要する時間がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年の予定価格と同額の場合がある。
<p>5 物品要求書の作成 (注1)</p>	<p>規則第77条第1項 支出負担行為者は、支出負担行為をするときは、(略) 支出負担行為調書(第52号様式)を作成しなければならない。</p>	<p>契約締結方法の決定</p>
<p>6 支出負担行為調書の作成 (注2)</p>	<p>規則第139条第2項 (略)</p>	<p>法第234条第2項 前項の指名競争入札、(略)は、政令で定める場合に該当するときは、これにより、このことができる。</p>
<p>7 (出納局扱) 物品要求書の受理 (注1)</p>	<p>規則第256条第2項 前項の規定により、予定価格を定める場合において、当該物件又は役務の取引の実例価格、(略)その他の事情を考慮しなければならない。</p>	<p>法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる。</p>
<p>8 予定価格の設定</p>	<p>積算の根拠となった資料が保存されていないため、予定価格の妥当性を検証できない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 初めて積算業務を行う場合、 	<p>契約締結方法のうち、例外的な指名競争入札の件数が多い。</p>

る場合、
次の各号
に掲げる
場合とす
る。
1 工事業
又は製造
の請負、
物件の
売買その
他のその
契約で
その性質
又は目的
が一般競争
入札に適用
しないもの
をとする
2 その性質
又は目的に
より競争に
加わる者の
数が一般競争
入札に付する
必要がないと
認められる程
度で少数であ
るとき

3 一般競争
入札に付す
ることが不
利と認めら
れるとき

10 指名業者
の選定

規則第265条第1項
(略) 当該入札に参
加することができる
資格を有する者の
うちから当該入札
に参加せよとす
る者をなるべく7
人以上指名しな
ければならない。
要綱第7条第1項
入札に参加する
者(以下、「入札参
加者」という。)を
指名する場合の基
準(特定調達契約に
係るものを除く。)は
次の各号に掲げら
れるところによる。
(1)有資格者名簿に
登録されている者
であること。
(2)当該契約の履行に
ついて、法令の規
定により官公署の
許可又は必要とす
る者にあつては、
当該許可又は認可
を受けている者
であること。

- 出納局内規
に従つて一
定数以上の
指名業者を
選定する。

- 指名基準
はあるが、
地域的条
件等につ
いては、
担当者の
恣意性が
介入し易
い。
• 適用した
指名基準
を記録し
ていない
ため、妥
当性を検
証できな
い場合が
ある。

11	入札指名 通知書に よる通知	規則第265条第2項 契約権者は、前項の 規定により入札に参 加させようとする者 を指名したときには、 すみやかに(略)通 知しなければなら ない。	<ul style="list-style-type: none"> • 指名業者に 入札通知を 文書で通知 する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 辞退者が あり、競 争性を確 保出来な い場合が ある。 		15	落札の通 知			
12	入札の執 行		<ul style="list-style-type: none"> • 入札を執行 する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 県及び入 札参加業 者の担当 者が、入 札会場に 出向いて 入札執行 のために 時間を要 する。 		17	契約書の 作成	規則第225条第3項 前項の規定により契 約書案の返付を受け た契約権者はすみや かにこれに記名押印 して当該契約を確定 させ、その1通を当 該契約の相手方に送 付しなければなら ない。		
13	再入札	(表1に同 じ)	<ul style="list-style-type: none"> • 予定価格の 範囲内で、 最低価格入 札者を落札 者とする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 落札率100 %の場合 がある。 • 落札者が 固定化し ている場 合がある。 		18	物品購入 契約済通 知書の作 成・通知 (注1)	規則第139条第3項 (略)		
14	落札者の 決定	法第234条 第3項 (略) 予 定価格の範 囲内で最 高又は最 低の価格 をもつて 申込みを した者を 契約の相 手とする ものとし る。(略)	<ul style="list-style-type: none"> • 予定価格の 範囲内で、 最低価格入 札者を落札 者とする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 落札率100 %の場合 がある。 • 落札者が 固定化し ている場 合がある。 		19	(要求元 扱) 物品検収 調書の作 成	規則第140条第1項 (略)		
20						21	支出命令 書の作成	規則第82条第1項 (略)		
21						20	請求書の 入手			

(注1) 役務費・修繕料の場合は該当しない。

(注2) 物品購入の場合は該当しない。

3 随意契約
 随意契約の場合の事務処理手順について、法その他の規定及びサンゾルとして抽出した支出負担行為について契約事務の担当者へのヒアリングに基づいて整理したものが表3である。
 その結果、判明した検討すべき事項を「現状」欄に記載している。

表3
 随意契約
 入れ・契約手続の現状

手続の手順	法 令	規則・通知等	運用状況	現 状
1 (要求元 扱) 仕様の決 定 (注1)		要領第9第8項 通常使用するのに必 要とされる規格・品 質以上の高額な物品 を購入するところも 時折見受けられるが、 使用目的、使用頻度 を十分調査検討し、 妥当と思われる規格・ 品質のものを購入す ること。(略)	・仕様を決定 する。	
2 機種を選 定 (注1)			・機種を選定 する。	
3 参考見積 書の入手 (注1)		要領第9第3項 物品要求前に、購入 予定額の積算に資す るため業者から参考 見積書等を徴取する 場合にあつても、受 注の期待を持たせる ことのないように注 意すること。	・1社以上の 参考見積書 を入手する。	
				4 要求元購 入予定額 の決定 (注1)
				5 物品要求 書の作成 (注1)
				6 支出負担 行為調書 の作成 (注2)
				7 (出納局 扱) 予定価格 の設定
		規則第77条第1項 支出負担行為権者は、 支出負担行為をする ときは、(略) 支出 負担行為調書(第52 号様式)を作成しな ければならない。 (略)	・支出負担行 為調書を作 成する。	・積算の根 拠となつ た資料が 保存され ていない ため、予 定価格の 妥当性を 検証でき ない場合 がある。 ・初めて積 算業務を 行う場合、 前回資料 に積算の 根拠となつ た資料が 添付され ていない
		規則第256条第2項 前項の規定により予 定価格を定める場合 においては、当該物 件又は役務の取引の 実例価格、(略) そ の他の事情を考慮し なければならぬ。	・要求元購入 予定価格及 び物価資料 等を参考と して積算し、 予定価格を 決定する。	

8	契約締結方法の決定	<p>施行令第167条の2第1項 (略) 随意契約によることができる場合は次に掲げる場合とす る。(略)</p> <p>(2)財産の買入れ 160万円 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札 (WTOを除く)、指名競争入札、随意契約のうち、随意契約に決定する。 	<p>ため、積算作業に時間を要する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約締結方法のうち、例外的な方法である随意契約の件数が多い。 	11	契約相手方の決定	<p>競争性を確保するためには、2人以上の者から見積書を徴すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格と対照して、見積価格が最低の業者を契約相手方に決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 落札率100%の場合がある。 契約相手方が固定化している場合がある。
9	見積人の選定	<p>規則第267条 施行令第167条の2第1項の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。(略)</p> <p>(2)財産の買入れ 160万円 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2社以上の見積人を選定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 選定基準がなく、担当者の恣意性が介入しやすい。 	12	契約書の作成	<p>規則第225条第3項 前項の規定により契約書案の返付を受けた契約権者は、すみやかにこれに記名押印して当該契約を確定させ、その1通を当該契約の相手方に送付しなければならない。</p>		
10	見積書の徴取	<p>規則第269条第1項 (略) 随意契約によるうとするときは、(略) 予定価格50万円未満の場合を除くほか、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。</p> <p>通達第269条関係第2項</p> <p>予定価格が50万円未満の場合であっても、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2社以上の見積書を徴取する。 		13	物品購入契約済通知書の作成・通知 (注1)	<p>規則第139条第3項 (略)</p>		
					14	(要求元 披) 物品検収調書の作成 (注)	<p>規則第140条第1項 (略)</p>		

15	請求書の 入手		
16	支出命令 書の作成	規則第82条第1項	

(注1) 役務費・修繕料の場合は該当しない。
(注2) 物品購入の場合は該当しない。

4 単独随意契約

単独随意契約の手順は随意契約と同じであるため、表は省略する。

なお、契約方法を単独随意契約とする場合は、財務規則第269条に「予定価格50万円未満の場合を除くほか、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。」の規定及び財務規則施行通達第269条関係の規定によることとなる。

※ 参考 財務規則施行通達 第269条関係

1 「なるべく」のうちには、次に掲げるような場合には、これによらなくとも差し支えないという意味を含む。これらの場合にあつては、支出負担行為調査上にその具体的な理由及び根拠を記載すること。

(1) 急速に契約しなければならぬこととなるおそれがあるとき。

(2) 本庁又は合同庁舎内公所の共通物品に係る単価契約の契約相手方から当該単価契約に係る物品を当該単価契約の額により購入するとき。

(3) 契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適當であるとき。

2 予定価格が50万円未満の場合であつても、競争性を確保するために必要があるときは、2人以上の者から見積書を徴すること。

3 第2項の「別に定める場合」とは、次のものに係る契約をいう。

(1) 郵便切手、はがき、収入印紙等専売価格の定めがあるものの購入

(2) 官報、新聞、雑誌、法規追録等の定期刊行物及び図書(図書券を含む。)の購入

(3) 研修、講習等の会場借上げ

(4) 土地及び建物の購入又は借上げ

(5) 1件の予定価格が2万円未満の賄材料(賄材料のうち生鮮食料品については金額のいかにを問わない。)の購入

(6) 前記以外のもので、契約の内容又は性質から社会通念上見積書を徴することが実態に即しないとき。(※試験研究又は調査等の委託、タクシーの借上げ、生産物・製作品の実習販売、診療依頼、保険契約のようなもの。)

5 単価契約

(参考) 単価契約

会計事務必携 平成8年 (抜粋)

第7章 物品

第2節 物品の受入れ

第1 物品の受入れの原因とその決定等

1 購入

イ 単価契約の方法

(ア) 単価契約をしようとする場合は、前年度の購入実績等を勘案し、一定期間内の予定数量を決定する。

(略)

(イ) 予定数量が決定したときは、別途起案により予定価格及び契約書案について契約権者の決裁を受け、競争入札及び随意契約の方法により契約を締結しなければならない。
契約書には予定数量、単価、期間、給付を受ける方法、支払時期及び支払方法を記載する。

(略)

ウ 単価契約をした物品については、必要のつと数量、納期等を指示(以下「発注」という。)するが、その方法は次のとおりである。

(ア) 必要量を発注して納品させ、代価をそのつと支払う方法によるものは、通常の購入の場合に準じ物品購入調書を作成(見積書等は不要。)して契約権者の決裁を受けなければならない。

(イ) 日々あるいは継続して納入させるもので検収台帳によって検収するものは、当該検収台帳で契約権者の決裁を受けることでもよい。

(略)

庁舎外公所における共通物品購入契約事務取扱要綱

(集中する事務の範囲)

第2条 出納局等で集中して処理する事務は、規則第4条第3項の表4の項の規定により公所長に委任された事務のうち第4条に規定する物品の購入単価契約(以下「単価契約」という。)を締結する事務とする。

(適用公所の指定)

第3条 集中処理を適用する公所(以下「適用公所」という。)は、出納局等の長が指定するものとする。

2 適用公所は、出納局等の所在する庁舎からおおむね4km以内の地域(以下「対象地域」という。)に所在する公所を対象とする。ただし、特別の事由により集中処理に適しないと出納局等の長が認める公所は、指定の対象から除くものとする。

3 対象地域外に所在する公所が、適用公所の指定を受けようとするときは、当該公所の長は出納局等の長に協議をし、出納局等の長は、必要と認めるときは適用公所の指定をするものとする。

II 入札・契約手続の検討
前記「I 入札・契約手続の現状」で分析した各入札及び契約制度等について、
検討内容をまとめたものが、表4である。

表4 入札・契約手続の検討結果 (総括表)

現状	該当する契約方法	検討内容	指摘事項・意見の区分		分類結果
			指摘事項	意見	
【予定価格の設定】 ・積算の根拠とした資料が保存されていないため、予定価格の妥当性を検証できない場合がある。	指名競争入札 随意契約 単独随意契約	予定価格は記録されていたが、予定価格の算出過程及び積算の根拠となった資料が添付されていない場合があり、次の問題点がある。 ・積算の根拠となった資料は、保存書類ではないために廃棄されており、予定価格の検証可能性が確保されていない。	○	—	A 予定価格設定の積算資料なし
・初めて積算業務を行う場合、前回資料に積算の根拠とした資料が添付されていないため、積算作業に時間を要する場合がある。	指名競争入札 随意契約 単独随意契約	県の担当者が初めて積算業務を行う場合に、前回積算の根拠となった資料を参考とするが、前回資料に積算の根拠となっていないときには、次の問題点がある。 ・積算業務に慣れていない場合には、積算作業に必要以上の時間を要することとなり非効率である。	○	—	A 予定価格設定の積算資料なし
・前年の予定価格と	指名競争入札	予定価格は、取引実例価格及び物価などを	—	○	B 予定価格

同額の場合がある。
単独随意契約
考慮して決定されるが、予定価格が前年と同額の場合があり、次の問題点がある。
・物価は経済状況の変動に伴って毎年上下しており、予定価格が変動しないことは、予定価格設定に取引実例価格及び物価変動を考慮していないことになる。
ただし、文房具・単価契約、反則切符他・単価契約のように、10円単位から100円単位の場合には、物価変動の影響が小さいので、予定価格が前年と同額であることはやむを得ない。

【契約締結方法の決定】
・契約締結方法の決定基準がなく、担当者の恣意性が介入し易い。

指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
一般競争入札の範囲は、WTO適用では予定価格3,200万円以上、WTO適用以外では予定価格100万円以上の重要物品理化学機器等の一部を抽出しているが、その抽出基準が不明確である。したがってWTO適用以外の場合、一般競争入札又は指名競争入札のいずれに決定するか判断をする際に、担当者の恣意性が介入し易い。	—	○	—	○	D 例外
指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札

法第234条により—

<p>入札</p>	<p>一般競争入札が原則的方法として規定されているにもかかわらず、例外的な方法である指名競争入札の件数が多い。このことは、表15より指名競争入札の件数が全体の63%を占めることから理解できる。</p>	<p>—</p>	<p>○</p>	<p>D 例外的な契約締結方法の多用</p>	<p>契約締結方法の多用</p>	<p>【指名業者の選定】 ・ 指名基準はあるが、地域的条件等については、担当者の</p>
<p>入札</p>	<p>法第234条により一般競争入札が原則的方法として規定されているにもかかわらず、例外的な方法である単独随意契約の件数が多い。このことは、表15より単独随意契約の件数が全体の26%、契約額が全体の46%を占めることから理解できる。</p>	<p>—</p>	<p>○</p>	<p>D 例外的な契約締結方法の多用</p>	<p>【設計変更】 ・ 設計変更後再度見積書を取っている。</p>	<p>【入札の執行】 ・ 県及び入札参加業者の担当者が、入札会場に出席して入札執行</p>
<p>入札</p>	<p>個別契約ごとに適用した具体的な適用基準を記録していないため、該当する業種や地域的条件等によって指名基準を選定した基準が不明であることにより、指名業者選定の妥当性を検証できない場合がある。</p>	<p>—</p>	<p>○</p>	<p>G 見積入りの選定基準なし</p>	<p>【見積入りの選定】 ・ 見積入りの選定基準が規定されていないために、個別契約ごとに運用しているのが、担当者の恣意性が介入し易い。</p>	<p>ピアリングの結果、県及び入札参加業者の担当者が、入札会場に出席して入札を執行するため、両者とも時間を要することとなり、負担になったことが判明した。</p>
<p>入札</p>	<p>コンピュータ導入時の耐震強度不足により、再度見積書を取った。</p>	<p>—</p>	<p>○</p>	<p>H 手順の不備による設計変更</p>	<p>【設計変更】 ・ 設計変更後再度見積書を取っている。</p>	<p>【入札の執行】 ・ 県及び入札参加業者の担当者が、入札会場に出席して入札を執行</p>
<p>入札</p>	<p>一般競争入札</p>	<p>—</p>	<p>○</p>	<p>I 電子入札・郵便入札導入の必要性</p>	<p>【入札の執行】 ・ 県及び入札参加業者の担当者が、入札会場に出席して入札を執行</p>	<p>【入札の執行】 ・ 県及び入札参加業者の担当者が、入札会場に出席して入札を執行</p>

のために時間を要する。	一般競争入札 指名競争入札 随意契約 単独随意契約	詳細は40ページ参照のこと。	—	○	J 落札率 が100%
【落札者の決定】 ・落札率100%の場合がある。	指名競争入札 随意契約	担当者によると、地域要件（県北地域、会津吾松地域など）によっては有資格者で営業種目に該当する業者が限定されており、又価格競争力が優位であることが落札することである。	—	○	K 業者の 固定化
【リース契約】 ・買取りとリースの経済比較を行わないで契約を締結している場合がある。 ・適正なリース料金で検証しない契約を締結している場合がある。	一般競争入札 随意契約 単独随意契約	詳細は44ページ参照のこと	—	○	L リース 契約

【ECS方式の義務づけ】 ・教育委員会において教育用コンピュータ等を調達する際、必ずECSを含めた三者による賃貸契約を義務づけている。	一般競争入札	詳細は45ページ参照のこと	—	○	M ECS 方式
【行政コストの低減】 ・同一印刷物が2部局が別々に発注している場合がある。 ・債務負担行為を設定するべき契約で、設定していない場合がある。	指名競争入札 単独随意契約	詳細は46ページ参照のこと	—	○	N 行政 コスト の低減
【不動産鑑定業者との契約】 ・教社と基本契約を締結した	一般競争入札 単独随意契約	詳細は47ページ参照のこと	—	○	O 不動 産鑑定 業者と の契約

上で、その都度個別に単独随意契約を締結している場合がある。				
-------------------------------	--	--	--	--

Ⅲ 入札・契約手続の問題点及び結論（全部局等共通）

1 予定価格の設定

(1) 積算の根拠となった資料（分類結果：A 予定価格設定の積算資料なし（注））

〔問題とすべき現状〕

予定価格は記録として保存されているが、予定価格の積算過程及び積算の根拠となった資料が廃棄されている場合があるために、予定価格設定の妥当性を検証できない契約がある。

現在は、積算の根拠となった資料が保存書類に含まれていないので、保存義務がないために廃棄されている

また、担当者が初めて積算業務を行う場合、前回資料に積算の根拠となった資料が添付されていないため、積算作業に時間を要する場合がある。

〔注〕表4の分類記号との関連を意味する。（以下、同じ）

積算の根拠となった資料が添付されていない契約は、表5のとおりである。

〔結論〕

予定価格設定についての透明性、公正性を確保するため及び積算業務の効率化のために、積算の根拠となった資料を保存するようにルール化することが必要である。

表5

サンプル抽出した支出負担行為のうち該当分

番号	支出負担行為調査番号	監査対象部署名	契約対象物品等	節	契約方法	契約事務担当	落札率（%）	分類結果	入札（見）業者数	左のうち辞退・棄権業者数
1	01474	知事直轄（知事公室）	会議室用椅子	備品購入費	随意契約	出納局	99.8		5	1
2	00300	総務部（市町村）	選挙公報（小選挙）	需用費（印刷）	同上	同上	100		2	—

	領域	区 他	製本費						
3	00158 商工労働部（商工総務領域）	平成17年度制度金融の手引き	同上	同上	同上	96.3	A 予定価格設定の積算資料なし	6	—
4	00193 同部（ハイクラフト）	電波暗室付属電源（修繕料）	需用費（修繕料）	単独随意契約	ハイクラフト	100		1	—
5	— （注）	教育委員会（県中教育事務所）	荷物運送（通信運搬費）	役務費（通信運搬費）	県中教育事務所	76.2		3	1
6	01012 同委員会（会津教育事務所）	ノートパソコン10台	需用費（消耗品費）	同上	会津教育事務所	94.2		7	2

〔注〕単独契約は、支出負担行為調査番号を付番しない。（以下、同じ）

2 指名業者の選定（分類結果：F 指名基準の記録なし）

〔問題とすべき現状〕

指名競争入札における指名業者の選定基準について、適用した具体的な内容の記録を保存していないため、指名業者選定過程の妥当性を検証できないケースが多かった。

具体的な指名基準を記録していない契約は、表6のとおりである。

〔結論〕

指名業者選定過程の透明性の確保及び公正かつ公平性に係る後日の検証を可能とするために、業者選定理由、地域的条件など選考過程を指名競争入札執行同等に記載する必要がある。

（参考）要綱（抜粋）

（指名基準）

第7条 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を指名する場合の基準（特定調達契約に係るものを除く。）は次の各号に掲げるところによる。

(1) 有資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 当該契約の履行について、法令の規定により官公署の許可又は認可を必要とする者にあつては、当該許可又は認可を受けている者であること。

2 前項の規定により入札参加者を指名する場合において、次の各号に該当する者は他の者に優先して指名することができる。
(1) 過去1年間に於いて県を相手方として当該入札に付する契約と同種の

契約を締結しこれを良好な成績で履行した者
 (2) 契約の目的又は性質が特殊なものである場合においてそれを事業としてしている者
 (3) 「福島県次世代育成支援企業認証制度要綱（平成17年 5月20日付け17労第209号商工労働部長通知）」に基づき認証を受けた次世代育成支援企業
 3 前二項の規定にかかわらず入札参加者を指名する場合において、次の各号に掲げる者を指名することはできない。
 (1) 契約の履行についてその性質上特殊な技術又は生産設備を有する者に行わせる必要があるときは、当該技術又は生産設備を有しない者
 (2) 著しい経営状況の悪化又は資産若しくは信用度の低下の事実があり、契約不履行となるおそれがあると認められる者
 (3) 入札に付する契約と同種類の契約を相手方として締結している者で、その履行が完了しないために当該入札に付する契約が不履行となるおそれがあると認められる者

表6

サンプル抽出した支出負担行為のうち該当分

番号	支出負担行為調査番号	監査対象部署局名	契約対象物品等	節	契約方法	契約事務担当	落札率(%)	分類結果	入札業者数	左のうち 辞退・乗 権業者数
1	01948	総務部 (財務領 域)	法人県民 税事業税 中間確定 修正申告 書他	需用費 (印刷 製本費)	指名 競争 入札	出納局	97.2	F指名 基準の 記録なし	7	—
2	01960 (注)	同上	税務オン ライオンパ ソコン18 台	需用費 (消耗 品費)	同上	同上	99.9		7	6
3	01961 (注)	同上	同上113 台							
4	00860	保健福祉 部(生活 福祉領域)	デスクトップ パソコン 8台	備品購 入費	同上	同上	80.1		7	1
		商工労働	ノートパ							

5	00461	部(商工 総務領域)	パソコン14 台	同上	同上	同上	76.4		7	2
6	03073	土木部 (土木総 務領域)	トレーニ ングプロ グラムシ ステム	同上	同上	同上	78.1		5	—
7	02195	土木部 (会津若 松建設事 務所)	消費施設 修繕 材料	需用費 (修繕 料)	同上	会津若 松建設 事務所	94.3		5	—
8	00980	出納局	純正トナー カートリッ ジ	需用費 (消耗 品費)	同上	出納局	100		2	1
9	01339	教育委員 会(教育 総務領域)	ノートパ ソコン42 台	備品購 入費	同上	同上	75.5		7	1
10	00617	教育委員 会(教育 振興領域)	溶解装置	同上	同上	同上	99.9		3	1
11	01342	教育委員 会(教育 総務領域)	ノートパ ソコン10 台	備品購 入費	指名 競争 入札	出納局	91.3		7	—
12	00537	警察本部 (会計課)	速度測定 器2台	同上	同上	同上	100		3	1
13	05294	警察本部 (同上)	捜査活動 服	需用費 (その 他)	同上	同上	99.7		7	6
14	06470	警察本部 (同上)	ノートパ ソコン31 台	備品購 入費	同上	同上	81.1		7	—
15	06534	警察本部 (同上)	男性警察 官夏ズボ ン他	需用費 (その 他)	同上	同上	99.4		7	6
16	—	警察本部 (同上)	反則切符 準備契約	需用費 (消耗 品費)	同上	同上	97.5		8	—

(注) 税務オンライパソコン131台として一括入札・契約をしている。

IV 入札・契約手続の問題点及び結論 (各部局等)

1 総務部

(1) サンプルとした支出負担行為の検討

監査対象とした財務領域、文書管理領域、県中地方振興局における平成17年度のサンプルとした支出負担行為のうち、検討内容は表7のとおりである。

表7

サンプル抽出した支出負担行為のうち該当分

番号	支出負担行為番号	監査対象領域名	契約対象物品等	節	契約方法	契約事務担当	落札率 (%)	分類記号	入札業者数	左のうち、棄権業者数
1	01948	財務領域	法人県民税事業税中間確定修正申告書他	需用費 (印刷製本費)	指名競争入札	出納局	97.2	K	7	—
2	02188	同上	平成18年度自動車納税通知書他	同上	同上	同上	97.5	K	8	—
3	00253	市町村領域	衆院選啓発用チラシ	需用費 (消耗品費)	単独随意契約	同上	100	D	1	—
4	00300	同上	選挙公報 (小選挙区) 他	需用費 (印刷製本費)	随意契約	同上	100	J	2	—
5	00040	文書管理領域	平成17年度公用自動車任意保険	役務費 (保険料)	同上	文書管理領域	100	D	5	—
6	—	財務領域	コピー用紙単価契約	需用費 (その他)	指名競争入札	出納局	100	J	17	—

表7-2

表7の現況・判断

番号	支出負担行為番号	契約対象物品等	分類結果	指摘等	現況	判断	掲載ページ
1	01948	法人県民税事業税中間確定修正申告書他	K	意見	平成15年度は指名競争入札 (8社入札参加、落札率96.9%)、平成16年度は単独随意契約 (落札率100%)	平成15年度から平成17年度までの入札・契約書類を調査したが、落札業者固定化の合理性についての根拠を得ることができなかった。	41
2	02188	平成18年度自動車納税通知書他	K	同上	平成15年度は指名競争入札 (8社入札参加、落札率98.4%)、平成16年度は指名競争入札 (8社入札参加、落札率99.0%)	同上	41
3	00253	衆院選啓発用チラシ	D	同上	購入決定から納期まで10日と納期が短い。そのため、前回類似品購入業者を単独随意契約の相手方として選定した。	契約業者以外に取扱業者が存在するのことで、見直しを行うなどをして競争性の確保が必要である。	42
4	00300	選挙公報 (小選挙区) 他	J	(注)	納期が5日と短期間であり、過去納品実績業者2社を見積りに選定している。	2社に対して参考見積価格を以て電話照会をして最低額を予定価格としており、当該業者が契約相手方となっている。県内の業者が限定されるため、落札率100%はやむを得ない。	—
5	00040	平成17年度公用自動車任意保険	D	意見	参考見積依頼業者として見積書徴取業者として選定している。	損害保険は、全国販売の金融商品であり、保険会社も多く存在するので、競争性確保のために一般競争入札が望ましい。	42
6	—	コピー用紙単価契約	J	—	前年度単価及び物価	100円単位の単価契約	—

紙単価契約	が100%	上昇を考慮して予定価格を設定している。	約では、予定価格が取引実例価格に近くと考えられる。落札率100%については、やむを得ない。	—
-------	-------	---------------------	---	---

(注) やむを得ないものと判断し、当該契約については指摘及び意見に該当しないこととし、「—」で表示する。
(以下、同じ。)

2 保健福祉部

(1) サンゾルとした支出負担行為の検討

監査対象とした保健福祉総務領域、生活福祉領域、健康衛生領域及び会津児童相談所における平成17年度のサンゾルとした支出負担行為のうち、検討内容は表8のとおりである。

表8

サンゾル抽出した支出負担行為のうち該当分

番号	支出負担行為の調査番号	監査対象領域名	契約対象物品等	節	契約方法	契約事項	落札率(%)	分類記号	入札業者数	左のうち、棄権業者数
1	01963	保健福祉総務領域	高齢者擬似体験プログラム	備品購入費	単独随意契約	出納局	100	D	1	—
2	01031	健康衛生領域	遠心分離機	同上	同上	同上	100	D	1	—
3	01633	同上	農薬等の残留基準改正シート	需用費(印刷製本費)	随意契約	同上	100	J	5	1
4	01717	同上	細菌検査装置	備品購入費	指名競争入札	同上	100	J	4	1
5	00015	生活福祉領域	介護システムソフト賃借	使用料及び賃借料	単独随意契約	生活福祉領域	100	D	1	—
6	00267	同上	生活保護システムソフト賃借	同上	同上	同上	100	D	1	—

番号	支出負担行為の調査番号	契約対象物品等	分類結果	指摘等	現況	判断	掲載ページ
7	00288	同上	生活保護電算システム装置賃借	同上	随意契約	同上	5
8	—	保健福祉総務領域	文房具単価契約(消費品費)	指名競争入札	出納局	100	—

表8—2

表8の現況・判断

番号	支出負担行為の調査番号	契約対象物品等	分類結果	指摘等	現況	判断	掲載ページ
1	01963	高齢者擬似体験プログラム	D	—	同種製品は他社にもあるが、インストラクター認定機関である契約業者以外の製品取扱は、安全性確保のために行っていないので、単独随意契約はやむを得ない。	県職員をインストラクター認定した機関の製品以外の取扱いは、安全性確保のために行っていないので、単独随意契約はやむを得ない。	—
2	01031	遠心分離機	D	—	当初は見積合せであったが、契約業者以外が辞退したために、単独随意契約とした。	当初の予定価格での随意契約が成立しなかったため、予定価格を増額変更して単独随意契約としている。辞退した理由を把握できないため、単独随意契約はやむを得ない。	—
3	01633	農薬等の残留基準改正シート	J	—	見積合せの3回目で見積合せ2回目で見積合せが辞退した。	見積合せ3回目は4社でおこなわれており、落札率100%はやむを得ない。	—
4	01717	細菌検査装置	J	—	当初の入札が、不調となったため、予定価格を増減変更した後に入札を執行した。	当初は、入札を3回、見積合せを3回、再度入札などを繰り返	—

5	00015	援護システムソフトウェア	例外的な契約締結方法の多用	D	1	援護システムの開発業者との契約は、全国統一的に行われている。	厚生労働省の指示にしたがった契約であり、単独随意契約はやむを得ない。	1
6	00267	生活保護システムソフトウェア	同上	D	1	システムの更新であり、既存データのバックアップ作業をスムーズに行うために、前回契約業者を選定した。	システム更新時のデータ信頼性を確保するためには、単独随意契約はやむを得ない。	1
7	00268	生活保護システム装置賃借	手帳の不備による設計変更	H	意見	設計変更後再度見積書徴取している。	関係部局との協議を行う時期が遅かったことにより、契約事務の重複が生じた。	47
8	1	文房具単価契約	落札率が100%	J	1	前年度単価を予定価格としている。	10円単位の単価契約では、予定価格が取引実例価格に近づくと考えられる。落札率100%については、やむを得ない。	1

3 商工労働部

(1) サンプルとした支出負担行為の検討

監査対象とした商工総務領域、地域経済領域、労働領域、郡山高専技術専門学校及びハイテクプラザにおける平成17年度のサンプルとした支出負担行為のうち、検討内容は表9のとおりである。

表9

サンプル抽出した支出負担行為のうち該当分

番号	支出負担行為番号	監査対象領域名	契約対象物品等	節	契約方法	契約事務担当	落札率(%)	分類記号	入札業者数(見込)	左のうち、棄権業者数
			テクノカ	需用費						

番号	支出負担行為番号	契約対象物品等	分類結果	指摘等	現況	判断	掲載ページ
1	00062	テクノカ入字案内	K	意見	平成15年度は随意契約(7社見積合せ、落札率98.4%) 平成16年度は随意契約(6社見積合せ、落札率100%)	平成15年度から平成17年度までの入札・契約書類を調査したが、落札業者者固定化の合理性について根拠を得ることができなかつた。	41
2	00193	電波暗室付属電源の修理	D	1	当初の設備設置業者との単独随意契約である。	特殊な電波暗室の修繕で、担当者は国内に3社あるが、品質保持のために他社施工事の修理を受注しないルールがあり、落札率100%はやむを得ない。	1
3	1	テクノカ	D	1			
4	00721	ハイテクプラザ津若松技術支援センター	D	1			

表9-2

表9の現況・判断

番号	支出負担行為番号	契約対象物品等	分類結果	指摘等	現況	判断	掲載ページ
1	00062	テクノカ入字案内	K	意見	平成15年度は随意契約(7社見積合せ、落札率98.4%) 平成16年度は随意契約(6社見積合せ、落札率100%)	平成15年度から平成17年度までの入札・契約書類を調査したが、落札業者者固定化の合理性について根拠を得ることができなかつた。	41
2	00193	電波暗室付属電源の修理	D	1	当初の設備設置業者との単独随意契約である。	特殊な電波暗室の修繕で、担当者は国内に3社あるが、品質保持のために他社施工事の修理を受注しないルールがあり、落札率100%はやむを得ない。	1

3	1	レギュラー ガンリオン 単価契約	同上	D	意見	公所と県中地方振興 局の間に位置する業 者との契約である。	単独随意契約したと の説明だが、他にも 適切な業者がいた可 能性があり、単独随 意契約の妥当性の証 明が出来ない。見積 合せ等を行うことに より、競争性の確保 するべきである。	42
4	00721	スクリー ャー 圧縮機点 検	落札業 者の固 定化	K	同上	平成15年度は随意契 約（2社見合せ、 落札率99.9%） 平成16年度は随意契 約（3社見合せ、 落札率97.3%）	平成15年度から平成 17年度までの入札・ 契約書類を調査した が、落札業者固定化 の合理性についての 根拠を得ることがで きなかった。	41

4 農林水産部

(1) サンプルとした支出負担行為の検討

監査対象とした農林総務領域、経営支援領域、県中農林事務所、会津農林事務所及び農業試験場における平成17年度のサンプルとした支出負担行為のうち、検討内容は表10のとおりである。

表10

サンプル抽出した支出負担行為のうち該当分

番号	支出負担 行為調書 番号	監査対象 領域名	契約対象 物品等	節	契約 方法	契約事 務担当	落札率 (%)	分類記 号	入札 (種) 数	左のうち、 棄 権業者数
1	00383	農林総務 領域	共通仕様 書(土木 工事編I) 他	需用費 (印刷 製本費)	単独 随意 契約	出納局	100	D	1	—
2	02147	同上	搾油装置	備品購 入費	随意 契約	同上	100	J	2	1
3	02317	同上	ふ卵器	同上	単独 随意 契約	同上	100	D	1	—

番号	支出負 担行為 調書番 号	契約対象 物品等	分類結果	指摘等	現 況	判 断	掲載 ページ			
4	02579	同上	装置(果 菜類用)	同上	同上	100	D	1	—	
5	00446	経営支援 領域	白灯油 12,000ℓ	需用費 (燃料 費)	随意 契約	同上	100	J	13	12
6	02669	県中農林 事務所	管内図増 刷	単独 随意 契約	出納室	100	D	1	—	
7	02714	会津農林 事務所	農道用地 買収	公有財 産購入 費	同上	会津農 林事務 所	100	J	1	—

表10-2

表10の現況・判断

番号	支出負 担行為 調書番 号	契約対象 物品等	分類結果	指摘等	現 況	判 断	掲載 ページ
1	00383	共通仕様 書(土木 工事編I) 他	D	—	当該印刷物は土木部 で指名競争入札を行っ ており、農林水産部 はそれを増刷する形 である。前回契約と 同一単価を予定価格 とした。	効率の観点から、競 争入札とせず、土木 部の契約した業者と 単独随意契約したこ とはやむを得ない。 しかし、土木部にお ける一括発注が可能 と思われることから、 その観点での意見を 第6において詳述す る。	—
2	02147	搾油装置	J	—	当初は、一般競争入 札であったが失効し たため、2社による 見積合せとなった。	契約業者の参考見積 額を予定価格とした ため、落札率100 %はやむを得ない。	—
3	02317	ふ卵器	D	—	重要な物品購入機種選 定連絡会議が機種選 定している。	当該機種の製造販売 業者は、契約業者の みとのことである。 機種選定が適正であ れば、落札率100% はやむを得ない。	—

4	02579	養液栽培装置(果菜類用)	同上	D	—	同上	同上	—
5	00446	白灯油 12,000.0	落札率が100%	J	—	参考見積業者が、契約業者になっている。	3回目見積合せで、契約業者以外の業者全てが辞退・棄権しているが、辞退・棄権の理由を確認していないため、落札率100%はやむを得ない。	—
6	02869	管内図増刷	例外的な契約締結方法の多用	D	意見	管内図の修正増刷を、原簿所有者と契約した。	原簿所有者との契約であるが、競争性確保のため競争入札を行うべきである。	42
7	02714	農道用地買収	落札率が100%	J	—	地主との単独随意契約である。	用地買収の場合は、落札率100%はやむを得ない。	—

5 土木部

(1) サンプルとした支出負担行為の検討
 監査対象とした土木総務領域、県中建設事務所及び会津若松建設事務所における平成17年度のサンプルとした支出負担行為のうち、検討内容は表111のとおりである。

表111

番号	支出負担行為番号	監査対象領域	契約対象物品等	節	契約方法	契約事務担当	落札率(%)	分類記号	入札業者数	左のうち、棄業者数
1	00001	土木総務領域	平成17年度事業計画の概要	需用費(印刷製本費)	随意契約	出納局	100	J	6	—
2	00284	同上	共通仕様書	同上	指名競争入札	同上	96.7	K	8	—

サンプル抽出した支出負担行為のうち該当分

番号	支出負担行為番号	契約対象物品等	分類結果	指摘等	現況	判断	掲載ページ			
3	00379	県中建設事務所	植栽用花苗	需用費(消耗品費)	随意契約	県中建設事務所	100	J・K	6	—
4	00996	同上	管内図	需用費(印刷製本費)	単独随意契約	出納室	100	D	1	—
5	03499	同上	地域づくりパンフレット	同上	随意契約	同上	100	J	3	—
6	—	会津若松建設事務所	青写真焼付け単価契約	需用費(その他)	同上	会津若松建設事務所	100	J	6	1

表11-2

表111の現況・判断

番号	支出負担行為番号	契約対象物品等	分類結果	指摘等	現況	判断	掲載ページ
1	00001	平成17年度事業計画の概要	落札率が100%	意見	参考見積業者が契約業者となっている。	契約業者以外の業者全てが、落札率100%を超となっている。平成17年度の入札・契約書類を調査したが、落札率100%の合理性についての根拠を得ることができなかった。	40
2	00284	共通仕様書	落札業者の固定化	同上	平成15年度は指名競争入札(7社入札参加、落札率99.0%)。平成17年度は指名競争入札(8社入札参加、落札率96.7%)。平成18年度は指名競争入札(8社入札参加、2回目入札で決定、落札率98.7%)	平成15年度、平成17年度及び平成18年度の入札・契約書類を調査したが、落札業者固定化の合理性についての根拠を得ることができなかった。	41
3	00379	植栽用花	落札率	J	同上	参考見積業者3社の	平成17年度の入札・

苗	が100%							
4	00996	管内図	例外的な契約締結方法の多用	D	意見	原版所有者との契約である。	見書徴取業者を増やすことよって、競争性及び透明性の確保が可能である。	42
5	03499	地域づくりパンフレット	落札率が100%	J	同上	参考見積業者2社のうち、最低額の業者が、契約相手方となっている。	参考見積業者が契約相手方となっている。平成17年度の入札・契約書類を調査したが、落札率100%の合理性を得ることができなかった。	40
6	—	青写真焼付単価契約	同上	J	同上	緊急時及び大量発注時に対応できるなどの条件で契約している。	10円単位から1,000円単位までの単価契約である。平成17年度の入札・契約書類を調査したが、落札率100%の合理性を得ることができなかった。	40

6 出納局

(1) サンプルとした支出負担行為の検討
 監査対象とした総務管理グループにおける平成17年度のサンプルとした支出負担行為のうち、検討内容は表12のとおりである。

表12

サンプル抽出した支出負担行為のうち該当分

支出負担行為調査番号	監査対象領域名	契約対象物品等	節	契約方法	契約事務担当	落札率(%)	分類記号	入札(見)業者(積)数	左のうち、棄権業者数
1 00054	総務管理グループ	福島県収入証紙	需用費(印刷製本費)	単独随意契約	出納局	100	D	1	—
2 00421	同上	オンライン通信制御ソフトウェアD	備品購入費	同上	同上	100	D	1	—
3 00980	同上	純正トナーカートリッジ	需用費(消耗品費)	指名競争入札	同上	100	J	2	1
4 —	同上	文具(全165品目中4品目)単価契約	同上	同上	同上	100	J	87	56

表12-2

表12の現況・判断

番号	支出負担行為番号	契約対象物品等	分類結果	指摘等	現況	判断	掲載ページ
1	00054	福島県収入証紙	例外的な契約締結方法の多用	—	国内では1社のみである業者との契約である。	全国統一の単価表があり、単独随意契約にはやむを得ない。	—
2	00421	オンライン通信制御ソフトウェアD	同上	—	重要物品購入機種選定連絡会議が機種を選定している。	該当機種の製造販売業者は、契約業者のみのことである。機種選定過程が適正であれば、単独随意契約はやむを得ない。	—

3	00980	純紙トナーカートリッジ	落札率が100%	J	—	プリンターの消耗品であるトナーカートリッジの購入である。	当該製品の取り扱い業者は県内で2社であり1社が乗権しているが、乗権理由を確認できないため、落札率100%はやむを得ない。	—
4	—	文房具(全165品目)4品目)単価契約	同上	J	—	31社が、入札希望品目について、一括入札書を入札する。	10円単位から100円単位の単価契約では、予定単価が取引実例価格に近づくと考えられる。落札率100%は、やむを得ない。	—

7 教育委員会
(1) サンプルとした支出負担行為の検討

監査対象とした教育総務領域、生涯学習領域、教育振興領域、県北教育事務所、県中教育事務所、会津教育事務所、郡山商業高等学校、あさか開成高等学校、会津高等学校及び若松商業学校における平成17年度のサンプルとした支出負担行為のうち、検討内容は表13のとおりである。

表13

サンプル抽出した支出負担行為のうち該当分

番号	支出負担行為調査番号	監査対象領域名	契約対象物品等	節	契約方法	契約事務担当	落札率(%)	分類記号	入札業者数(見)	左のうち、乗権業者数
1	00404	教育総務領域	平成16年度教育年度教育年鑑	需用費(印刷製本費)	指名入札	出納局	98.1	K	8	2
2	00477	同上	教育ネットワーク機器(サーバー及びリセキユリテイソフ)	備品購入費	一般競争入札	同上	100	J	2	—
3	00942	教育振興領域	教育用コンピュータシステム	同上	指名競争入札	同上	100	J	7	6

表13-2

表13の現況・判断

番号	支出負担行為調査番号	契約対象物品等	分類結果	指摘等	現況	判断	掲載ページ
1	00404	平成16年度教育年鑑	落札業者の固定化	意見	平成15年度は指名競争入札(9社入札参加、落札率94.8%)平成16年度は随意契約(9社見合せ、落札率98.4%)	平成15年度から平成17年度までの入札・契約書類を調査したのが落札業者固定化の根拠を得ることができなかった。	41
2	00477	教育ネットワーク機器(サーバー及びリセキユリテイソフ)	落札率が100%	—	照会先2社による一般競争入札である。担当者によると、落札率100%は偶然との説明である。	一般競争入札の結果であり、落札率100%はやむを得ない。	—
3	00942	教育用コンピュータシステム	同上	J	—	指名業者7社のうち6社が辞退・乗権しているが、辞退・乗権の理由を確認できない。落札率100%はやむを得ない。	—

8 警察本部

(1) サンプルとした支出負担行為の検討
監査対象とした会計課における平成17年度のサンプルとした支出負担行為のうち、検討内容は表14のとおりである。

表14

サンプル抽出した支出負担行為のうち該当分

番号	支出負担行為調査番号	監査対象領域名	契約対象物品等	節	契約方法	契約事務担当	落札率(%)	分類記号	入札業者数(見)	左のうち、乗権業者数
1	00154	会計課	リース満了パソコン	需用費(消耗)	単独随意	出納局	100	D	1	—

	上衣他				落札率98.4(%) 平成16年度は指名競争入札(6社入札、落札率100%、落札業者以外5社の入札率100%超)		41
8	パソコンソフト	落札率が100%	J	—	平成17年度に同一ソフトの契約実績がある業者が、同一単価で見積決定している。	前回契約業者が、見積決定しているが、落札率100%はやむを得ない。	—
9	6ポートハブ用シール他	落札率が100%	J	—	検査用消耗品(全39品目)の契約であり、一括納入業者が限定される。	1回目の見積で見積決定している。5者の見積合せの結果であり、やむを得ない。	—
10	反則切符他 単価契約	落札業者の固定化	K	意見	平成15年度は随意契約(3社見積合せ、落札率100%) 平成16年度は随意契約(9社見積合せ、落札率100%)	平成15年度から平成17年度までの入札・契約書類を調査したが、落札業者固定化の合理性についての根拠を得ることができなかった。	41

第5 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第6 包括外部監査報告書に添えて提出する意見

1 競争性の確保

- (1) 平成17年度発注契約
県が平成17年度に発注した予定価格が100万円を超える契約は表15のとおりである。

表15

平成17年度発注契約(予定価格100万円以上) (注1)						
契約方法	件数	構成比(%)	契約額(千円)	構成比(%)	予定価格(千円)	落札率(注2)(%)
一般競争入札	78	2	1,429,899	4	1,551,786	92.1

指名競争入札	3,071	63	14,439,237	42	15,393,297	93.8
随意契約 (複数見積)	454	9	2,429,327	7	2,604,767	93.3
単独随意契約	1,294	26	15,678,926	46	15,753,046	99.5
合計	4,897	100	33,977,389	100	35,302,897	96.2

(注1) 対象契約：一般会計、特別会計、企業会計の契約(工事請負費除く)
(注2) 加重平均により算出

(2) 平成17年度落札率分布表

外部監査でサンプルとした支出負担行為について、平成17年度契約方法別の落札率分布表は表18のとおりである。なお、詳細については、末尾記載の参考資料(表20～表35)を参照のこと。

(3) 落札率100%の契約(分類結果：J 落札率が100%)

平成17年度サンプルとした支出負担行為のうち、落札率100%の契約のうち妥当性を確認できなかったものは表16のとおりである。

表16

部局名	節	契約方法	契約内容	契約事務
総務部	役務費	随意契約	平成17年度公用車任意保険	文書管財領域
	需用費	単独随意契約	衆院選啓発用レンズクーラー	出納局
	需用費	随意契約	平成17年度事業計画の概要	出納局
土木部	同上	同上	植栽用花苗	県中建設事務所
	同上	随意契約	地域づくりパンプレット	出納室
	同上	同上	写真真焼付・単価契約	会津若松建設事務所

落札率が高い場合、一般的に競争原理が働きにくい状況であると言える。したがって、競争原理が有効に働くよう県は可能な限りの措置を講ずるべきである。

なお、取扱い業者が国内又は県内においては限定されるなどのために、落札率100%となってもやむを得ない場合がある。

(4) 落札業者の固定化 (分類結果：K 落札業者の固定化)
平成17年度サンゾルとした支出負担行為のうち、落札業者が3ヵ年同一の契約(注1)のうち、妥当性を確認できなかったものは、表17のとおりである。落札業者が3ヵ年同一の契約では、平均落札率が97.6%であり、競争原理が有効に働きにくい状況と言える。

取扱業者が限定される地域では、落札業者が固定化し易い傾向があり、条件付き一般競争入札としても契約対象物品等によっては、少数業者による入札が考えられる。このような場合には落札業者の固定化が考えられるとしても、入札の競争性・透明性を確保することが必要である。

表17

部局名	節	契約方法	契約内容	契約事務
総務部	同上	同上	平成18年度自動車納税 通知書他	同上
	需用費	指名競争入 札	法人県民税事業税中間 確定修正申告書他	出納局
商工労働部	同上	随意契約	テクノカレッジ入学案 内	同上
	役務費	同上	スクリーン圧縮機点検	ハイテクプラザ 会津若松技術支 援センター
	需用費	指名競争入 札	共通仕様書 (注2)	出納局
土木部	同上	随意契約	植栽用花苗	県中建設事務所
	同上	指名競争入 札	平成16年度教育年鑑	出納局

警察本部	同上	同上	捜査活動服	同上
	同上	同上	男性警察官夏ズボン他	同上
	同上	同上	男性警察官冬制服上衣 他	同上
同上	同上	反則切符他・単師契約	同上	

(注1) サンゾルとした支出負担行為のうち、3ヵ年遡及調査した契約を記載している。
(注2) 平成15年度、平成17年度及び平成18年度の落札業者が同一である。(平成16年度は、発注していない。)

(5) 指名競争入札の問題点

- 外部監査の結果、指名競争入札における指名基準等の運用面の具体的な適用基準が規定されていないため、次の問題点がある。
- 契約締結方法の決定について、予定価格が100万円以上のうち一般競争入札として抽出されないものを指名競争入札としているが、抽出の判断に恣意性が介入し易い。(分類結果：C 契約締結方法の決定基準なし)
 - 要綱で規定する指名基準が大まかであり具体的な運用は担当者の裁量によるところが多いため、指名業者の選定に恣意性が介入し易い。(例えば、地域的條件・営業種目・格付けにより該当する業者のうち、指名業者を絞り込んだ基準が担当者の恣意性によるケースがある。)
 - (分類結果：E 地域条件等なし)
 - (分類結果：F 指名基準の記載なし)
 - 法令を県の実情に応じて具体的な基準として規定していないため、適用が拡大解釈となり易い。
 - 例外的である指名競争入札の件数が多い。(分類結果：D 例外的な契約締結方法の多用)
 - 表15によると指名競争入札の平均落札率が93.8%で、一般競争入札の92.1%より高くなっている。
- なお、見積合せの場合であるが、指名競争入札の場合と同様に見積書徴取の相手方として選定した理由の記載がない場合がある。見積業者選定に際して担当者の恣意性が介入することのないよう、地域的條件などを明記する必要がある。(分類結果：G 見積入の選定基準なし)

(6) 条件付き一般競争入札の導入

このようなことから、入札の競争性及び透明性を確保するために、指名競争入札を廃止して新たに条件付き一般競争入札の導入を提案する。
競争性が高まることにより、仮に落札率が1%低下したとするならば需用費等の約3億円低減が可能である。

なお、当該入札方式を導入しても、対象物品等によっては入札参加有資格者が限られ、競争原理が有効に働かないケース、あるいは市場原理により力のある入札参加有資格者が常に落札するケースなどがあることが予想される。

しかし、県として競争性及び透明性確保のため可能な限りの措置は構ずべきであり、条件付き一般競争入札を導入した場合でも、不適切な運用によって当該入札方式の利点を損なうことのないよう留意すべきである。

(参考) 条件付き一般競争入札 (横須賀市の例)

横須賀市で実施している入札方式は、原則として電子入札システムによる「条件付き一般競争入札」になります。この入札方式は、入札の参加資格要件に条件を設け(所在地、希望業種等)、その条件を満たした者は参加者数に制限なく、すべての方が参加ができる方式です。「指名競争入札」のように、指名されるのを待っているだけでは、入札に参加することはできません。待つのではなく、ご自分で入札に参加できる案件を探し、申し込むことが必要となりますのでご注意ください。
(横須賀市行政サービス情報「電子入札について」(財政部契約課)のホームページ「横須賀市オプティマルサイト 電子入札について」より引用。)

表18

平成17年度落札率分布表

全体

(単位：千円)

契約方法別	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		単独随意契約		左のうち 単価契約 件数
	件数 (注1)	落札額 (注1)	件数 (注2)	落札額 (注2)	件数 (注1)	落札額 (注2)	件数 (注1)	落札額 (注2)	
100%	2	108,833	7	25,966	12	45,879	17	78,666	5
99%以上100%未満	3	392,830	9	149,142	5	31,838	9	110,560	1
98%以上99%未満	1	74,970	6	76,322	3	2,719			
97%以上98%未満			3	12,497	1	61,140	3	16,604	1
96%以上97%未満			3	17,671	4	6,472	2	25,774	
95%以上96%未満			2	8,895	3	2,293	2	19,950	
94%以上95%未満			2	33,012	2	13,934			
93%以上94%未満			2	2,093					1

92%以上93%未満										
91%以上92%未満			1	1,207	1	582				
90%以上91%未満										
89%以上90%未満									1	709
88%以上89%未満					1	869	1	3,675		
87%以上88%未満							2	2,082		
86%以上87%未満					1	—	1	819		1
85%以上86%未満										
84%以上85%未満							1	1,308		
83%以上84%未満										
82%以上83%未満							1	118		
81%以上82%未満			1	3,007						
80%以上81%未満			1	1,102	1	3,591				
79%以上80%未満										
78%以上79%未満			1	4,095						
77%以上78%未満			1	1,239	1	764				
76%以上77%未満	1	15,559	1	1,337	1	—				1
75%以上76%未満			1	4,013						
75%未満	2	64,858	3	9,545	4	5,910				
合計	9	657,052	45	351,149	44	180,324	35	255,939		10
平均落札率 (%)		85.0		93.2		92.3		98.5		95.1

(注1) 件数は、サンプルとした支出負担行為を集計している。ただし、サンプルとした支出負担行為のうち過年度契約のもの及び予定価格を設定しない契約を除く。(以下、同じ)

(注2) 単価契約は、落札額を記載していない。(以下、同じ)

2 単独随意契約の見直し (分類結果：D 例外的な契約締結方法の多用)

監査対象である平成17年度のサンプルとした支出負担行為のうち、単独随意契約は35件で平均落札率は98.5%となっており、随意契約の平均落札率92.3%よりも6.2%高くなっている。(表18を参照)

指名競争入札の例外的な単独随意契約の件数が多い。

単独随意契約の場合は、競争者がいないことにより競争原理が働かず落札率が高くなることから、他業者が納入等のために入札することが高度の機密を保持できない場合などやむを得ない場合を除いては、契約の透明性及び公正性を確保するため、さらにコストの低減を図るために、他部局等においても可能な限り見直しを行うよう努めるべきである。

また、単独随意契約で見積業者に見積合せ通知書を送付する際に、宛名に会社名を記載していることが見受けられたので、契約の透明性及び公正性を確保するため

に、宛名を見積合せと同様の記載とすべきである。
 なお、平成18年7月より出納局扱いの契約は、予定価格10万円以上の場合に2人以上の見積合せを行うように改正された。
 3 予定価格が前年と同額（分類結果：B 予定価格が前年と同額）
 予定価格が前年と同額のケースがある。
 物価は経済状況の変動に伴って毎年増減する中で、予定価格が変動しないことは、予定価格設定時に取引実例価格及び物価の変動などを考慮していないということになる。
 予定価格が前年と同額の契約は表19のとおりである。
 予定価格の設定に際して、経済状況等を反映させることによって、予定価格を取引実例価格に近づけることが必要である。

表19

サンプル抽出した支出負担行為のうち該当分

番号	支出負担行為の調書番号	監査対象部署局名	契約対象物品等	節	契約方法	契約事務担当	落札率(%)	分類記号	入札(見)業者数	左のうち、棄権業者数
1	00020	知事直轄(知事公室)	新聞県政広報	役務費(広告料)	単独随意契約	知事公室	99.9	B	1	—
2	00107	同上	T V 県政広報「しやくなびニュース」	同上	同上	同上	99.9	B	1	—
3	—	出納局	文房具単価契約	需用費(消耗品費)	指名競争入札	出納局	100	B	87	56
4	—	警察本部(交通部)	反則切符他単価契約	需用費(消耗品費)	同上	同上	97.5	B	8	—

表19-2

表19の現況・判断

番号	支出負担行為の調書番号	契約対象物品等	分類結果	指摘等	現況	判断	掲載ページ
4	—	反則切符他単価契約	B	—	前年の実例価格を考慮して予定価格を設定している。	—	—

1	00020	新聞県政広報	B	—	<ul style="list-style-type: none"> 県内全域をカバーする地方紙2紙を選定しそれぞれと単独随意契約をしている。 正規単価及び一定の値引率に基づいて設計額を算出して設計額を考慮して、予定価格を設定している。 	<p>予定価格は、毎年物価が変動しているにもかかわらず、平成15年度から平成17年度まで同額となっている。</p> <p>しかし、2紙以外に契約の相手方として適した業者がなく、2紙それぞれとの単独随意契約であることから、他と競争して価格を下げることで出来ないため、やむを得ない。</p>	—
2	00107	T V 県政広報「しやくなびニュース」	B	—	<ul style="list-style-type: none"> 料金表及び一定の値引率に基づいて設計額を算出して設計額を考慮して、予定価格を設定している。 単独随意契約を開始した時期は、事業開始時点からと推察される。 	<p>予定価格は、前年度契約額をもとに設定されている。しかし、単独随意契約とせざるを得ないため、予定価格が前年と同額はやむを得ない。</p>	—
3	—	文房具・単価契約	B	—	<p>定価及び一定の値引率を考慮して予定価格を設定している。</p>	<p>文房具176品目のうち7品目を、平成15年度から平成17年度まで予定価格を調査したところ、3年間同額である。単価が10円単位から100円単位の品目では、物価変動の影響が小さく、予定価格が前年と同額であることはやむを得ない。</p>	—
4	—	反則切符他単価契約	B	—	<p>前年の実例価格を考慮して予定価格を設定している。</p>	<p>11品目のうち、交通切符(警察署用)を平成15年度から平成17年度まで予定価格を調査したところ、3年間同額である。単価が10円単位の品</p>	—

						目では、取引実例価格が前年度と同額であり、物価変動の影響が小さく、予定価格が前年と同額であることはやむを得ない。
--	--	--	--	--	--	--

4 電子入札・郵便入札の導入 (分類結果：I 電子入札・郵便入札導入の必要性)

現行は、入札書により入札を執行している。

- 現行方式においては、入札参加者は入札会場まで入札書を持参する必要があるとともに、県の担当者は入札に立会う必要があることから、双方の負担となっている。前述した条件付き一般競争入札の導入と同時に、次の理由により横須賀市で導入している電子入札及び郵便入札の併用を提案する。
- 開札まで入札参加者がわからないことから談合が行われにくい。
 - 条件付き一般競争入札を導入する場合、電子入札システムを同時に導入することによって、入札・契約事務の効率化が期待できる。
 - 横須賀市では、電子入札を原則としているが、システムメンテナンス等電子入札ができない場合には郵便入札を行っているので、県でも参考になる。

(参考)

電子入札：

業者間の接触をより少なくし、談合・不正を抑制し、入札契約制度の透明性・公正性をより一層向上させることを目的として、入札参加申請から入札・開札までをインターネットで行う入札方式をいう。

郵便入札：

電子入札と同様のことを目的として、郵便により入札を行う方式をいう。

5 リース契約内容の適正化 (分類結果：L リース契約)

(1) リースとは

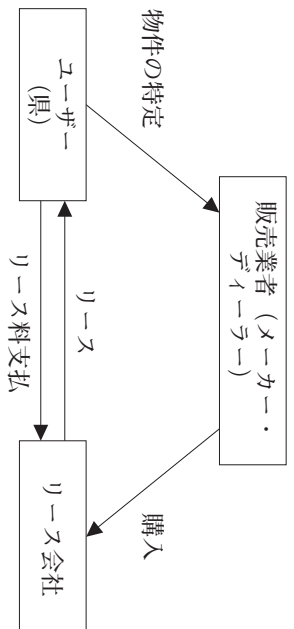
わが国におけるリース取引の大半を占めるファイナンス・リースは、「賃貸借を中核としサービスやファイナンスなどの要素をも包含した複合取引」である。リースは、借りる側からみると、「物件を借りて使用料を支払う取引」であり、貸す側からみると、「物件を貸して使用料を受け取る取引」である。

(引用文献「図解入門 最新リース取引の基本と仕組みがよ〜くわかる本」加藤健治著 株式会社秀和システム P8)

(2) リースの概要

コンピュータ機器及びソフトウェアのファイナンス・リースについてリース取

引の流れは次のとおりである。



(3) 月額リース料金算式

月額リース料金は、次の算式により算出する。

(参考)

$$\text{月額リース料金} = \frac{\text{基本額 (注) 十金利十固定資産税十保険料十手数料十利益}}{\text{リース期間 (月数)}}$$

(注) 基本額＝購入価額－見積り残存価額

(引用文献「物価資料2005年7月号 財団法人建設物価調査会 P146」)

(4) リース契約の現状

各部署のコンピュータ機器・ソフトウェアのリース契約 (サンプル契約) を調査した結果、次のことが判明した。

- 予定価格の設定で、購入した場合の価額に基づいたリース料を根拠とした契約が少ない。
- 機器及びソフトウェアを一体とした契約が多い。
- リース料の入札 (見積) 業者を、リース会社以外の販売業者とする契約が多い。(購入した場合の価額が表示されない。)

(5) リース契約の問題点

予定価格を設定する際に、購入した場合の価額を考慮しないケースが多いため、買取りとリースとの経済比較ができない。

ハードウェアとソフトウェアを一体とした契約が多いため、ハードウェアの経済比較ができない。

さらに、リース料の入札 (見積) 業者が販売業者のときは、購入した場合の価額とリース料率が表示されないため両者の経済比較ができない。

(6) 提案

① リース契約

今後、リース契約の競争性及び透明性を確保するために、次の点を提案する。

- リース料予定価格の設定に際して、購入した場合の価額を複数社から見積書を手する。
- 予定価格は、月額リース料算式により算出された月額リース料金に基づいて設定する。
- リース料の入札（見積）は、販売業者及びリース会社を対象として、購入した場合の価額に基づいた内容とすべきである。

② 購入契約

ハードウェアとソフトウェアが分離できる場合は、リース契約とするよりも大幅なコスト低減が可能となるため、購入契約とすることが必要である。

6 ECS方式義務付けの見直し（分類結果：M ECS方式）

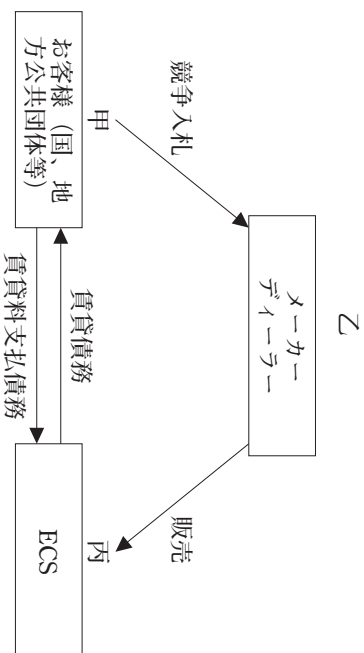
教育委員会は、教育用コンピュータ整備事業に係るコンピュータ機器及びソフトウェアを平成7年度までは買取り方式としていたが、平成8年度より教育長通知により、三者で締結する賃貸契約かつ三者のうち一者が必ずECSとなる契約を導入した。（以下、「ECS方式」という）

さらに教育長は、当該整備事業においては必ずECS方式によることを教育長通知（注）で義務づけている。

（注）レンタルパソコン使用賃貸契約に係る事務処理について（通知）15教振第68号平成15年2月4日教育長通知。

- 教育用コンピュータ（ハードウェア・ソフトウェア）の調達であるが、視察及び担当教員ヒアリングによると、専用品ではなく市販されており汎用品である。
- 説明書のはじめに「お客様はより有利な条件でECSレンタル制度をご利用になれます。」とあるが、県においてECS方式を導入した際の検討資料が廃棄されており、導入の妥当性を検証できない。（ECSとは、日本教育情報機器株式会社略称である。）
- 2校とも、ECS方式に基づく契約を締結する際に、リース方式とレンタル方式との経済比較を行っていない。
- ECSは、文部科学省、総務省及び経済産業省の支援のもとに内外の主要コンピュータ企業が共同出資して設立した会社である。設立当時は全国の学校にコンピュータを普及させるという目的で設立されたが、十数年経過した現在では、教育用コンピュータであっても市販品が大半である。ECSの存在理由は、設立当時より低下しているといえる。
- 県において、ECS方式を導入している部局は、教育委員会のみである。今後は、教育委員会が教育用コンピュータ（ハードウェア・ソフトウェア）を調達する場合には、契約の透明性及び公正性を確保するために、次の点を提案する。
 - コンピュータ調達時には、①買取り方式②リース方式③レンタル方式④ECS方式の経済比較を行ったうえで、最も有利な方式を採用すべきである。
 - 東北6県のうち、県のみがECS方式を採用しており、秋田県は買取り方式であり、他の4県はECS以外とのリース方式を採用している。したがって、県は通知によるECSの義務づけの見直しが必要である。

（参考）ECS方式の概要：



賃貸借契約書（甲乙丙の3者間契約）の例：

甲と乙とは、丙所有の電子計算機および関連機器の賃貸借およびソフトウェアの提供に関し、乙が責任をもって丙をして賃貸ならびに提供させることについて、次のとおり契約を締結する。

（引用文献：第三者賃貸方式（競争入札によるECSレンタル契約方式）説明書 日本教育情報機器株式会社（以下、「説明書」という）P3～P4）

（参考）リースとレンタルの違い：

リースもレンタルも同じ賃貸借の一方法であるため、両者はよく混同される。しかし、物件を貸す行為は同じでも、賃貸期間の長短により基本的に性格を異にする。

リースは、その都度リース会社が物件を購入し、特定のユーザーに長期にわたって貸すため、中途解約ができない。これに対しレンタルは、レンタル会社の在庫の中から、不特定多数のユーザーに短期間貸すため、中途解約が可能である。

以下に、リースとレンタルの違いを表示する。

リースとレンタルの相違点

事項	方式	リース (ファイナンスリース)	レンタル

使用目的	長期継続的に使用する場合の機械設備の調達法	物の短期的使用
対象物件	あらゆる機械設備	レンタル会社の在庫にある汎用品
ユーザー	特定（企業中心）	不特定多数（企業、個人）
契約期間	通常3～7年の長期	1年未満の短期（時間、日、月単位）
機種の選定	ユーザーが自由に選定する	レンタル会社の在庫の中から選ぶ
中途解約	認めない	認める
料金	レンタルより割安、基本リース期間終了後はリース料は大幅に安くなる	リース料より割高
在庫	保有しない	常に一定の在庫を保有する
保守管理	ユーザーがメーカーと保守契約を結ぶ	保守料はレンタル料にふくまれる

(引用文献：物価資料2005年7月号 財団法人建設物価調査会 P146)

7 さらになる行政コストの低減

(1) 一括発注（分類結果：N 行政コストの低減）

【農林水産部・土木部】

サンプリング契約のうち、農林水産部及び土木部の各部局で同一印刷物を次のとおり別々に発注している。

部局名	節	契約方法	契約内容	契約事務
農林水産部	需用費	単独随意契約	共通仕様書印刷	出納局

土木部	同上	指名競争入札	同上	同上
-----	----	--------	----	----

当初は、土木部が指名競争入札によって契約業者を決定し、その後農林水産部が単独随意契約の方法で契約業者を決定しており、契約業者は同一である。出納局が契約事務を担当しており、同一印刷物の発注契約事務について重複が生じている。

予算制度上の制約があるとしても、他部局等においても全庁的に同一印刷物を発注する場合は、契約事務の効率化を図るために、可能な範囲で一括発注を行うべきである。

【総務部】

本庁及び県中地方振興局の各部局で、申告書・納付書個別用紙を次のとおり別々に発注している。

担当者によると、法人が中間申告・修正申告等をするために、申告書・納付書個別用紙を必要とすることがあるので印刷をしているとのことである。

部局名	節	契約方法	契約内容	契約事務
総務部	需用費	指名競争入札	法人県民税事業税申告書印刷	出納局
同上	同上	単独随意契約	法人県民税事業税申告書等印刷	出納室

上記印刷物のうち、法人県民税事業税申告書印刷の契約事務は重複しており、契約業者は同一である。契約事務の効率化及び印刷費用の低減などのために、次の方法について郵送料などを含めて経済比較を行ったうえで最も有利な方法を選択して、本庁が全県分を一括発注することが必要である。

- 申告書納付書一体用紙のみを印刷する方法。
- 申告書納付書一体用紙及び申告書・納付書個別用紙を印刷する方法。
- また、さらになる行政コストの低減を図るために、次のことを提案する。
- 国及び地方公共団体では電子申告の普及を推進しており、県も平成18年1月より実施している。電子申告の場合は法人県民税事業税申告書（印刷物）を使用しないので、印刷費用の低減などのために、電子申告の普及率を高める。

(参考) 地方公共団体の事務
 法第2条第14項
 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
 同条第15項
 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

(2) 債務負担行為の活用 (分類結果：N 行政コストの低減)
 住民基本台帳ネットワーク用サーバー等の賃貸借契約について、当初契約調査したところ次のことが判明した。(総務部市町村領域)

【当初契約】
 契約方法：一般競争入札 (平成13年 9月13日執行)
 借入期間：平成14年 2月 1日から平成14年 3月31日まで
 債務負担行為：設定なし
 賃借料：月額60ヶ月間同額 (搬入費、保守料除く)
 【2回目契約】
 契約方法：単独随意契約 (当初契約業者と締結)
 借入期間：平成14年 4月 1日から平成19年 1月31日まで
 債務負担行為：設定あり (平成14年 4月 1日から平成19年 1月31日まで)

当初契約は、2ヶ月間の賃借料について債務負担行為を設定しないで一般競争入札によって契約業者を決定している。2回目契約の際に平成19年 1月31日までを対象として債務負担行為を設定して、借入期間を4年10ヶ月とし単独随意契約を締結しており、契約事務が効率的ではない。
 今後は、他部局等においても契約事務の効率及び適正化をより一層促進するために、債務負担行為の活用を提案する。
 8 不動産鑑定業者との契約 (分類結果：O 不動産鑑定業者との契約)
 会津農林事務所を調査したところ、次のような契約がある。

部局名	節	契約方法	契約内容	契約事務
農林水産部	公有財産購入費	単独随意契約	農道用土地買取り	会津農林事務所

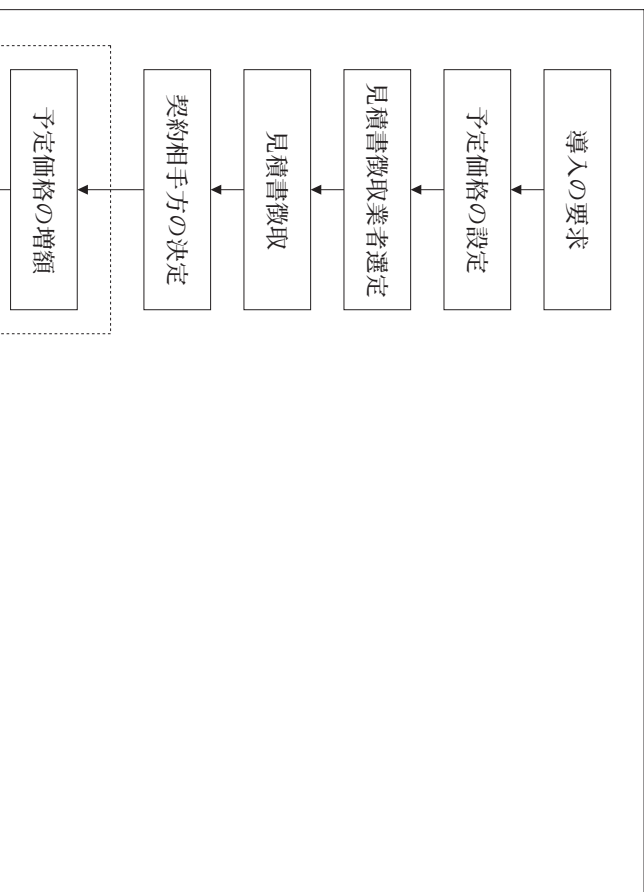
上記契約に関連して農道用土地の鑑定評価を、県内の不動産鑑定業者と単独随意契約を締結している。現在は、年度当初に、県内の不動産鑑定業者数社と基本契約を締結したうえで、個別の鑑定案件については当該業者のうち1社と単独随意契約を締結している。現在の契約方法では、契約相手方の選定過程に恣意性が介入し易いと言える。

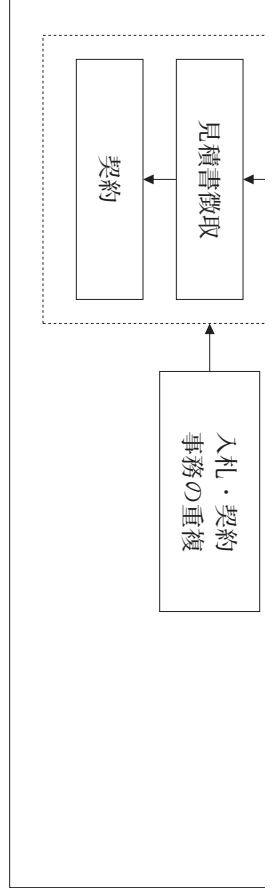
今後は、契約の透明性及び公正性を確保するために、現行の方式を廃止して見積合せを行うべきである。

9 コンピュータシステム導入時の耐震性協議について (分類結果：H 手順の不備による設計変更)
 保健福祉部生活福祉領域が契約事務を担当した契約のうち、生活保護電算システム装置賃借について、次のことが判明した。

随意契約により契約相手方が決定した後に、耐震性強度不足であることが判明したために、耐震性を向上した設計に変更したことにより、予定価格の増額を再度見積合せを行っている。入札・契約手続を2度行ったことになり、契約事務のうえで効率的でない。(下図を参照のこと。)

今後は、他の部局等においても入札・契約事務の重複を避けるために、予算要求元がシステム導入時の早い段階で情報統計管理グループ及び施設管理グループと耐震性に関する協議を行うことが必要である。





参考資料

競争性の確保に関連する参考資料を次のとおり掲載する。

- 表20 平成17年度平均落札率・部局別
- 表21 同・節別
- 表22 平成17年度落札率分布表・需用費
- 表23 同・役務費
- 表24 同・使用料及び賃借料
- 表25 同・公有財産購入費
- 表26 同・備品購入費
- 表27 同・知事公室
- 表28 同・総務部
- 表29 同・保健福祉部
- 表30 同・商工労働部
- 表31 同・農林水産部
- 表32 同・土木部
- 表33 同・出納局
- 表34 同・教育委員会
- 表35 同・警察本部

表20

平成17年度平均落札率

部局別

契約方法別	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		単独随意契約		左のうち単価契約	
	件数 (件)	平均 落札率 (%)	件数 (件)	平均 落札率 (%)	件数 (件)	平均 落札率 (%)	件数 (件)	平均 落札率 (%)	件数 (件)	平均 落札率 (%)
部局名										

知事公室	—	—	1	85.1	—	—	2	99.9	1	85.1
総務部	1	18.1	—	—	2	82.1	—	—	—	—
保健福祉部	—	—	2	97.8	2	91.6	2	100	1	100
商工労働部	—	—	1	98.0	7	96.3	4	96.2	1	100
農林水産部	—	—	—	—	4	84.1	1	100	—	—
土木部	—	—	1	94.3	2	100	—	—	1	100
出納局(注1)	8	93.3	36	93.3	22	94.4	24	98.7	4	97.7
教育委員会	—	—	2	95.9	3	76.9	—	—	1	76.2
警察本部	—	—	2	84.9	2	97.1	2	97.3	1	99.1
合計(平均)	9	85.0	45	93.2	44	92.3	35	98.5	10	95.1

(注1) 他部局のうち、出納局扱い及び出納室扱いの契約を含む。

表21

平成17年度平均落札率

節別

契約方法別	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		単独随意契約		左のうち単価契約	
	件数 (件)	平均 落札率 (%)	件数 (件)	平均 落札率 (%)	件数 (件)	平均 落札率 (%)	件数 (件)	平均 落札率 (%)	件数 (件)	平均 落札率 (%)
需用費	1	99.0	23	96.2	23	93.8	16	98.0	9	97.2
役務費	—	—	1	98.6	8	90.2	3	99.1	1	76.2
使用料及び賃借料	2	58.8	—	—	4	88.0	3	98.8	—	—
公有財産購入費	—	—	—	—	—	—	1	100	—	—
備品購入費	6	91.4	21	89.6	9	92.1	12	98.9	—	—
合計(平均)	9	85.0	45	93.2	44	92.3	35	98.5	10	95.1

表22

平成17年度落札率分布表

節：需用費

(単位：千円)

契約方法別	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		単独随意契約		左のうち単価契約	
	件数	落札額	件数	落札額	件数	落札額	件数	落札額	件数	落札額
100%	—	—	5	1,501	8	36,823	8	17,656	6	—
99%以上・100%未満	1	15,643	6	93,148	1	987	4	8,136	1	—
98%以上・99%未満	—	—	1	1,499	1	819	—	—	—	—

97%以上98%未満		3	12,497			1	3,835	1
96%以上97%未満		3	17,671	3	5,527			
95%以上96%未満		1	4,485	2	1,369	1	8,610	
94%以上95%未満		1	9,597	1	942			
93%以上94%未満		2	2,093					1
92%以上93%未満								
91%以上92%未満								
90%以上91%未満								
89%以上90%未満						1	709	
88%以上89%未満								
87%以上88%未満				1	869	1	3,675	
86%以上87%未満				2	2,082			
85%以上86%未満		1	—	1	819			1
84%以上85%未満								
83%以上84%未満				1	1,308			
82%以上83%未満				1	118			
81%以上82%未満								
80%以上81%未満								
79%以上80%未満								
78%以上79%未満								
77%以上78%未満								
76%以上77%未満								
75%以上76%未満		1	1,802	1	635			
75%未満								
合計	1	15,643	24	144,295	23	52,302	16	42,622
平均落札率 (%)		99.0		96.3		93.8		98.0
								97.5

表23

平成17年度落札率分布表

節：役務費

(単位：千円)

契約方法別	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		単独随意契約		左のうち 単価契約 件数
	件数	落札額	件数	落札額	件数	落札額	件数	落札額	
100%					1	4,350			
99%以上100%未満							2	65,746	
98%以上99%未満			1	1,260		1,900			
97%以上98%未満							1	1,324	

96%以上97%未満					1	945			
95%以上96%未満					1	924			
94%以上95%未満									
93%以上94%未満									
92%以上93%未満									
91%以上92%未満					1	582			
90%以上91%未満									
89%以上90%未満									
88%以上89%未満									
87%以上88%未満									
86%以上87%未満									
85%以上86%未満									
84%以上85%未満									
83%以上84%未満									
82%以上83%未満									
81%以上82%未満									
80%以上81%未満									
79%以上80%未満									
78%以上79%未満									
77%以上78%未満									1
76%以上77%未満					1	—			
75%以上76%未満									
75%未満						932			
合計	—	—	1	1,260	8	9,635	3	67,071	1
平均落札率 (%)				98.6		90.2		99.1	76.2

表24

平成17年度落札率分布表

節：使用料及び賃借料

(単位：千円)

契約方法別	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		単独随意契約		左のうち 単価契約 件数
	件数	落札額	件数	落札額	件数	落札額	件数	落札額	
100%	1	355,887			1	1,480	2	23,168	
99%以上100%未満									
98%以上99%未満									
97%以上98%未満					1	61,140			
96%以上97%未満							1	21,023	

76%以上77%未満				1	—					1
75%以上76%未満						1	3,780			
75%未満										
合計	—	—	2	3,353	3	4,722	—	—	—	1
平均落札率 (%)		—		95.9		76.9			—	76.2

表35

部局名：警察本部

平成17年度落札率分布表

(単位：千円)

契約方法別 落札率	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		単独随意契約		左のうち 単価契約 件数
	件数	落札額	件数	落札額	件数	落札額	件数	落札額	
100%									1
99%以上100%未満							1	—	
98%以上99%未満									
97%以上98%未満					1	61,140			
96%以上97%未満			1	4,011	1	3,885			
95%以上96%未満							1	8,610	
94%以上95%未満									
93%以上94%未満									
92%以上93%未満									
91%以上92%未満									
90%以上91%未満									
89%以上90%未満									
88%以上89%未満									
87%以上88%未満									
86%以上87%未満									
85%以上86%未満									
84%以上85%未満									
83%以上84%未満									
82%以上83%未満									
81%以上82%未満									
80%以上81%未満									
79%以上80%未満									
78%以上79%未満									
77%以上78%未満									
76%以上77%未満									
75%以上76%未満									

75%未満				1	1,802					
合計	—	—	2	5,813	2	65,025	2	8,610	1	
平均落札率 (%)		—		84.9		97.1		97.3		99.1